

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画	
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進							
中項目 1. 学校教育等における人権教育の推進							
1	①保育所、幼稚園における人権教育の推進	保育所等指導事業 (子ども・子育て支援課)	保育所等における乳幼児の保育内容の充実と保育所等職員の資質の向上を図るため、中堅・新任保育士を対象とした職員の研修の実施	1. 保育士現任研修(中堅コース)・・・島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催日:平成28年5月24日・25日、参加者:50名 <西部地区> 開催日:平成28年5月26日・27日、参加者:50名	新任や中堅の保育士がそれぞれの役割を理解し、児童福祉の専門職としての自覚を深めることに寄与した。 平成29年度以降は、国の進める保育士研修の体系化の方向性に留意しつつ、適切な研修体系を構築していく必要がある。	1. 保育士現任研修(中堅コース)・・・島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催日:平成29年5月23日・24日、参加者:50名 <西部地区> 開催日:平成29年5月25日・26日、参加者:50名	
				2. 保育士現任研修(新任コース)・・・島根県福祉人材センター主催 松江会場 開催日:平成28年6月23日・24日 参加予定者:50名 出雲会場 開催日:平成28年6月21日・6月22日 参加予定者:50名 浜田会場 開催日:平成28年6月27日・28日 参加予定者:50名			2. 保育士等キャリアアップ研修(保育実践)・・・島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催日:平成29年9月7日・8日・22日、参加者:80名
				幼稚園教育理解推進事業 (教育指導課)			教職員の人権感覚を磨くとともに、幼児期における道徳性の芽生えを培うための実践的指導力を向上
就学前人権・同和教育講座 (教育指導課) (教育センター)	幼稚園・保育園等における人権・同和教育の推進に資する教職員の研修の実施	就学前人権・同和教育講座 東部会場:9月14日 (参加者84名) 松江合同庁舎 西部会場:9月 9日 (参加者24名) 浜田教育センター	・指導資料第2集を活用しながら、幼児期における人権・同和教育の基本的な考え方について理解を深めることができた。就学前の「進路保障」の考え方を示したことで、その理念についても理解が深まった。 ・現場での実践に活かせるような内容を工夫し、協議による情報交換等を通して、今後の取組についてのヒントを示すことができた。 ・幼稚園教諭と保育士が情報交換する機会にもなり、受講者の満足度も非常に高い結果となった。 ・幼稚園・保育所を対象とした研修講座について、市町村および県健康福祉部等とのさらなる連携の必要性を感じている。	就学前人権・同和教育講座 東部会場:8月7日 松江合同庁舎 参加者予定100名 西部会場:8月9日 浜田教育センター 参加者予定 30名			

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目 1. 学校教育等における人権教育の推進						
		人権・同和教育研究指定園事業 (人権同和教育課)	人権・同和教育の推進と充実を図るため、県内幼稚園または認定こども園の1園を指定し、人権・同和教育実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	研究指定園 ○出雲市立平田幼稚園(指定2年目) ・公開保育研修:6月20日、10月26日 ・園内研修:10月26日、11月7日 ・研究発表会:11月16日(参加者70名) 平田幼稚園及び平田文化館	研究指定園は意欲的に研究に取り組み、園児一人一人を大切にされた保育実践に努めた。11月には研究発表大会を開催し、その成果を広く県内の幼稚園等に発信することができた。 指定が終わった後も就学前人権・同和教育講座やホームページ等でその取組を積極的に紹介し、成果の波及を図りたい。	研究指定園 ○松江市立しんじ幼保園(指定1年目) ・公開保育研修:6月16日、11月22日 ・園内研修:5月11日、9月以降で1回(日時未定)
		人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県幼稚園・子どもPTA連合会に委託	○出雲市立平田幼稚園 研究発表会11月16日		
		人権同和教育研修参加支援事業 (総務部総務課)	私立幼稚園に対し外部で実施される人権同和教育研修への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	今後も、私立幼稚園の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ
2	②初等中等教育における人権教育の推進	県立学校人権・同和教育訪問指導 (人権同和教育課)	学校教育における人権・同和教育の推進と充実のため、県立学校に指導主事が訪問	県立学校13校訪問 宍道高校、三刀屋高校、飯南高校、出雲商業高校、大社高校、島根中央高校、矢上高校、浜田水産高校、吉賀高校、隠岐高校、松江清心養護学校、石見養護学校、隠岐養護学校	訪問指導を通じて本県の目指す人権教育の理念や手法を普及するとともに、各学校の実態に即した取組のあり方や研修の進め方について助言等を行った。 各学校の教職員の人権意識の向上や人権・同和教育推進のための実践力につながる研修を実施することができた。 今後も継続して取組を進めていく必要がある。	県立学校13校訪問 安来高校、松江北高校、松江東高校、三刀屋高校掛合分校、平田高校、出雲農林高校、江津工業高校、浜田商業高校、益田高校、盲学校、出雲養護学校邇摩分教室、江津清和養護学校、松江緑が丘養護学校
		人権同和教育推進体制支援事業 (総務部総務課)	人権同和教育推進教員の人件費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	今後も、私立中学・高校の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成
	③研究指定校等における指導内容・方法の充実	人権・同和教育研究指定校事業 (人権同和教育課)	学校教育における人権・同和教育の推進と充実のため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から学校を指定し、人権・同和教育の実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	研究指定校 ○雲南市立斐伊小学校 研究発表会10月21日 ○益田市立益田中学校 研究発表会11月18日 ○江津市立江津東小学校(指定1年目) ○安来市立第一中学校(指定1年目) ○飯南高等学校(指定1年目) ○石見養護学校(指定1年目)	研究指定校は意欲的に研究を進め、児童生徒一人一人を大切にされた教育実践が行われた。平成29年度の研究指定校についても、取組が充実するように支援していく必要がある。 研究指定校が取り組んだ実践については、研究発表会やホームページ等で紹介する機会を設けている。指定が終了した後も、研修会での実践発表等、様々な機会を捉え、研究成果を発信できるようにしていく必要がある。	研究指定校 ○江津市立江津東小学校 研究発表会11月21日 ○安来市立第一中学校 研究発表会10月20日 ○海士町立海士小学校(指定1年目) ○奥出雲町立横田中学校(指定1年目) ○飯南高等学校(指定2年目) 高同研研究大会(11月2日)で発表 ○石見養護学校(指定2年目) 高同研研究大会(11月2日)で発表

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目 1. 学校教育等における人権教育の推進						
3		高等学校等地域別人権・同和教育研究事業 (人権同和教育課)	高等学校等が地域の実情を的確に把握した人権・同和教育の推進・充実を図るために、島根県高等学校等人権・同和教育研究協議会に人権・同和教育実践上の諸問題についての研究を委託	○松江地区 12月2日(松江市立福原会館) ○雲南地区 2月7日(三刀屋高校) ○出雲地区 12月6日(出雲農林高校) ○石東地区 8月25日(井原公民館) ○浜田地区 6月20日(浜田水産高校) 10月26日(江津高校) 2月14日(江津高校) ○石西地区 7月2・3日(広島県呉市) 8月16日(益田市人権センター) 10月29・30日(山口県防府市) 12月3～12日(益田市人権センター) ○隠岐地区 10月20日(隠岐高校) 11月14日(隠岐高校)	それぞれの地域課題や実態に即して連携して研究を進めることで、情報共有や有効な研修を進めることができた。また、島根県高等学校等人権・同和教育研究協議会主催の研究大会が開催され、高等学校等の人権・同和教育の取組の充実につながった。今後も、事業を継続し高等学校等の支援を行っていく必要がある。	○松江地区 5月30日(松江養護学校) 11～12月(松江市立松尾会館) 2月下旬(国際交流会館) ○雲南地区 6月14日、11月1日、2月28日(大東高校) ○出雲地区 6月22日、12月15日、2月21日(出雲養護学校) ○石東地区 6月(遼摩高校) 2月22日(川本合同庁舎) 2月(遼摩高校) ○浜田地区 6月22日(浜田養護学校) 8月10日(浜田市総合福祉センター) 9月、2月(浜田養護学校) ○石西地区 5月22日(益田市人権センター) 6月(益田市匹見町) 6月、7月、8月、10月、11月、2月(益田市人権センター) 11月(広島県) ○隠岐地区 6月(隠岐合同庁舎) 7月(隠岐水産高校) 10月(隠岐高校) 2月(隠岐水産高校)
		人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども円PTA連合会に研究実践を委託	指定PTA ○雲南市立斐伊小学校 研究発表会10月21日 ○益田市立益田中学校 研究発表会11月18日 ○江津市立江津東小学校(指定1年目) ○安来市立第一中学校(指定1年目) ○飯南高等学校(指定1年目) ○石見養護学校(指定1年目)	学校の研究と重ねて取り組むことにより、家庭や地域を巻き込んだ人権・同和教育への取組が図られた。 取り組まれた実践については、指定校連絡会で紹介してもらったが、各校の研究発表の中でも、学校とPTAの両方の取組を発表してもらい、今までより成果の波及効果を上げることができた。 来年度も同様に研究指定校の研究発表会の中に、PTAの取組を盛り込んでもらうことと、指定校連絡会の研修部分で発表してもらい一年次終了のPTAの中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらうように各PTA連合会に依頼して募集を行う。	指定PTA ○江津市立江津東小学校 研究発表会11月21日 ○安来市立第一中学校 研究発表会10月20日 ○海士町立海士小学校(指定1年目) ○奥出雲町立横田中学校(指定1年目) ○飯南高等学校(指定2年目) 指定校連絡会(5月9日)で発表 ○石見養護学校(指定2年目) 指定校連絡会(5月9日)で発表
4	④高等教育機関等における人権教育の推進	県立大学・短期大学における人権教育の推進 (総務部総務課)	県立の大学及び短期大学において、人権教育の実施	島根県立大学・島根県立大学短期大学部において人権教育・啓発に関する研修会等を実施	今後も、島根県立大学・島根県立大学短期大学部において人権教育・啓発に関する研修会等を実施する。	島根県立大学・島根県立大学短期大学部において人権教育・啓発に関する研修会等を実施する。
				1 島根県立大学浜田キャンパス 新入生を対象に人権・同和教育講話を実施 (実施日:4月13日、参加人数:226人)		
				2 島根県立大学出雲キャンパス ①新入生を対象に人権・同和教育講話の実施 (実施日:6月28日、参加人数:約100人) ②ハンセン病療養所訪問 (実施日:8月30～31日、参加人数:14人)		

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
5	大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 中項目2. 社会教育等における人権教育の推進 ①様々な場での学習機会の提供	学習相談、学習情報の提供事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	社会教育に関する情報を提供するとともに、学習相談の対応	社会教育に関する情報提供については、社会教育関係者のニーズの把握に努め、ホームページと情報誌「しまねの社会教育だより」において、タイムリーに情報発信した。 学習相談については、前年度同様、市町村担当者と連携を図りながら、市町村支援とは区別して、積極的に対応した。	平成26年度から、学習相談と市町村支援を関連づけながら、区別して取り組んだことで、依頼件数は減少したが、相談内容がより広がっている。	社会教育に関する情報提供については、社会教育関係者のニーズの把握に努め、ホームページと情報誌「しまねの社会教育だより」において、タイムリーに情報発信する。 学習相談については、前年度同様、市町村担当者と連携を図りながら、市町村支援とは区別して、積極的に対応する。
		社会教育にかかわる人材養成研修と「しまね学習支援プログラム」の開発 (社会教育課) (社会教育研修センター)	「地域力」の醸成に資する「地域リーダー」を養成するため、対象者別研修を柱とする主催研修の開催と、市町村の依頼・相談に随時対応する市町村支援の実施	平成26年度から実施している研修体系である「対象者別研修」「全体研修」のそれぞれの研修内容を充実させて実施した。 「全体研修」においては、「親学プログラム体験講座」を新たに設け、「親学プログラム」の活用・普及につなげた。 また、学校と地域の連携・協働が推進するよう、「市町村社会教育担当者研修」「第1回コーディネーター研修」「つなぐ・つながる実践発表交流会」を連動した研修として位置づけて実施した。 1. 「対象者別研修」 開催講座数 全県「3講座」 東部「7講座」 西部「7講座」 隠岐「3講座」 延べ参加者数 計430人 2. 「全体研修」 開催講座数 全県「1講座」 東部「2講座」 西部「2講座」 隠岐「1講座」 延べ参加者数 計435人 3. 「社会教育主事講習B」 参加者数40人 市町村支援については、これまでの取組同様に、市町村との連絡・連携を密にして、積極的に取り組んだ。 市町村からの依頼・相談に随時対応 相談・依頼研修 計48人	社会教育関係者の研修ニーズや県社会教育行政の方針・要請に応じた人材養成研修のあり方を見直し、対象者別に具体的な方策を学ぶ研修を実施し、参加者から好評を得た。 市町村支援については、引き続き重点をおいて取り組む。	平成26年度から実施している研修体系である「対象者別研修」「全体研修」のそれぞれの研修内容を充実させて実施する。 「全体研修」においては、「親学プログラム体験講座」を設け、「親学プログラム」の活用・普及につなげる。 また、学校と地域の連携・協働が推進するよう、市町村と連動した研修を位置づけて実施する。 市町村支援については、これまでの取組同様に、市町村との連絡・連携を密にして、積極的に取り組む。
		「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発	「しまね学習支援プログラムの開発」 公民館活動の活性化をねらった「参加型学習」を取り入れた新プログラムの開発に取り組んだ。	「親学プログラム2」については、ブラッシュアップ研修と市町村支援による研修により、活用・普及に努める。	「しまね学習支援プログラム」については、2つの「親学プログラム」の活用・普及に向けた取組を充実させるとともに、公民館活動の活性化をねらった「参加型学習」を取り入れた新プログラムの開発に取り組む。	
6	②指導者の養成、学習情報の提供等	社会人権・同和教育指導者養成事業 (人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者の養成	1. 社会人権・同和教育基礎講座 ＜東部＞5/2・6/3・14(全3日間)・雲南合庁・27名 ＜西部＞5/31・6/8・16(全3日間)・ポリテクカレッジ島根(江津市)・39名 2. 社会人権・同和教育指導者専門講座 6/29・7/12・21・27(全4日間)・出雲合庁及び松江市菅田会館・27名 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 8/24・25・9/14・15(全4日間)・海士町開発総合センター・12名 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 9/21・10/13・11/1・30(全4日間)・大田まちづくりセンター・12名 4. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 H29.2.1・浜田合庁・16名 5. 公民館等社会人権・同和教育関係者研修 松江: 10/25・松江合庁・21名 出雲: 10/4・出雲合庁・33名 大田: 9/27・大田市民センター・36名 浜田: 9/1・浜田合庁・22名 益田: 9/6・益田市人権センター・31名 計(5会場)	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えてきている。県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まってきている。また、従来の隠岐地域の指導者養成研修と公民館研修を統合し隠岐講座を新設し、内容の充実と参加促進につながっている。 3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となった。 4. 中核指導者養成講座修了者の推進者としての実践について情報交換をしたり、学び直しをしたりする機会となっている。参加者が固定化する傾向にある。 5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が厳しい市町もあり、市町とより連携した取組が必要である。	1. 社会人権・同和教育基礎講座 開催回数3回×2会場 参加見込み数60名 2. 社会人権・同和教育指導者専門講座 開催回数4回 参加見込み数30名 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 開催回数4回 参加見込み数10名 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 開催回数4回 参加見込み数10名 4. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 開催回数1回 参加見込み数20名 5. 公民館等社会人権・同和教育関係者研修 県内5会場 参加見込み数170名

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目 2. 社会教育等における人権教育の推進						
				6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8/28・松江合庁・85名(9女性団体)	6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。しかしながら、事務局を担当することが厳しい団体もあり、運営方法を検討していく必要がある。	6. 人権・同和問題を考える女性の集い 参加団体数9団体 参加見込み数90名
				7. 同和問題青年団体研修 12/11・出雲市湖陵コミュニティセンター・26名(6青年団体)	7. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	7. 同和問題青年団体研修 参加団体数6団体 参加見込み数30名
	人権・同和教育促進講座 (人権同和教育課)	地区内学習グループ代表者・リーダー及び地域学習リーダーの資質を高めるための研修講座	人権・同和教育促進講座 期日:平成29年1月21日(土)、 場所:あすてらす(大田市) 27人	平成28年度まで26年にわたって実施されてきた歴史がある。意見交換の中で様々な問題提起がされる有意義な研修であった。この講座を通して、同和地区を中心に学習グループの自立とネットワーク化が図られるなどの成果があった。当初の目的を果たしたことから平成28年度で終了する。	「平成28年度をもって事業廃止」	
	人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	学校教育・社会教育における人権教育の推進のための資料作成	「人権教育指導資料第2集」を増刷し、新規採用教職員や新任講師等に配布し、研修会で活用した。	公立の全教職員が指導資料として活用できるように、今後も新規採用教職員や新任講師等に「人権教育指導資料第2集」を配布し活用を促していく。	社会教育指導者の「人権教育指導資料第2集」の認知がさらに進むよう、本課が関わる研修会や講座等で積極的に取り上げていく。	
	視聴覚教育推進事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	視聴覚教材・機材を活用した学習方法を充実するため、各種ビデオ教材・視聴覚教材の貸出	視聴覚教材・機材を活用した人権教育に関する学習が充実するために、各種視聴覚教材・機材の貸出・情報提供を行った。	学校・各種団体等が取り組む人権教育の推進にもつながっている。広報のあり方が課題である。	視聴覚教材・機材を活用した人権教育に関する学習が充実するために、各種視聴覚教材・機材の貸出・情報提供を行う。	

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
		大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進				
		中項目3. 家庭における人権教育の推進				
7	3. 家庭における人権教育の推進	親子の共同体験・交流事業 (社会教育課)	親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換や仲間づくりをしたりするため、親子の共同体験や親同士の交流を県立少年自然の家と県立青少年の家で実施して、家庭教育を支援するネットワークを強化	<p><青少年の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこファミリー(1泊2日) →1月21～22日に実施 参加者 家族15組45名 ・サン・レイクでつくるクリスマス 12月17、18日 参加者 家族21組45名 ・にこにこサロン(小さな子どもと家族向け)1月24日～27日、2月21日～26日 参加者23組53名 ・家族でつくるみそづくり 2月26日 参加者 家族12組26名 ・家族でつくる春の和菓子づくり 3月5日 参加者14組34名 <p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ・ザ・サマー(7月2～3日 1泊2日) →参加者 計76名 34家族 ・森と海のつどい(11月12～13日 1泊2日) →参加者 計67名 27家族 ・どんぐりの谷開放デー(月1回開催) →参加者 計378名 	<p><青少年の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段とは異なる環境での宿泊体験やアウトドア体験を盛り込んだプログラムを通して家族の絆や家族間の交流を深めることができた。 ・小さい子どもとその保護者向けサロンの中で、情報交換の場や食事、マッサージ等の研修を企画し、子育て世代同士のつながりができた。 ・土日サロンの開設は、他の公共施設が開所しているので好評だった。 ・家族で主体的に取り組む場や、家族間交流が深まる場の設定を工夫したい。 ・乳幼児とその家族を対象とした企画を継続したい。 <p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業とも活動プログラムの中に、親子の関わりと他の親子との関わりを促す内容が入っている。意図的に親子や他の親子との関わり場面を設定したところもあるが、同じ班や同じ宿泊棟になった家族間では、積極的にコミュニケーションをとり、情報交換する場面が見られた。その中で、わが子や他の子どもへの思いやりや見守ろうとする姿が見えてきた。 ・他の家族との関わりもあるので、入所してすぐにあるオリエンテーションの中で、「しまねのふるまい推進プロジェクト」の趣旨を保護者へ伝え、意識啓発や向上を図った。そのため、親子ともふるまいを意識しながら活動することができた。 	<p><青少年の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこファミリー(1泊2日) →2月10～11日に実施 <p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ・ザ・サマー(1泊2日)→7月8～9日 1泊2日に実施 ・森と海のつどい(1泊2日)→11月11～12日に実施 ・どんぐりの谷開放デー(日帰り)→毎月1回実施
	人権啓発事業 (人権同和対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施		<p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル等展示 ・高文祭での人権啓発ポスターコンクール入賞作品、高校生世代「人権の詩」入賞作品等展示 <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業</p> <p>(1)島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動</p> <p>日時:平成28年11月27日(日)</p> <p>場所:松江市総合体育館</p> <p>来場者:1,298人</p> <p>内容:島根県人権啓発ポスターコンクール最優秀作品展示、監督と選手の人権メッセージ展示、中学生人権作文コンテストの表彰式を実施</p> <p>ハーフタイム等における人権週間の広報、啓発物品の配布等</p> <p>新聞広告掲載(12月4日 山陰中央新報)</p>	<p>県立図書館とのタイアップ事業として啓発展示を行ったが、多くの来館者へ啓発ができた。</p> <p>また、県立図書館で子ども向けの人権啓発ワークショップを開催し、身近にある人権について関心をもってもらう機会になった。</p> <p>会場で実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。</p> <p>スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもらうことができるなど、効果的な啓発ができることから、今後も継続して実施していく。</p>	<p>1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示 <p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業</p> <p>島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動</p> <p>日時:平成29年12月2日(土)</p> <p>場所:松江市総合体育館</p> <p>新聞広告掲載(12月上旬 山陰中央新報)</p>

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
		大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進				
		中項目3. 家庭における人権教育の推進				
7				<p>3 その他啓発広報事業</p> <p>(1)しまね人権フェスティバル2016 日時:平成28年10月16日(日) 場所:大田市民会館(大田市) 内容:大田小学校ファンファーレバンド、ワークショップ、啓発ブース、ハンセン病問題啓発コーナー等 来場者数:750人</p> <p>(2)人権・同和問題を考える県民のつどい(人権フェスティバルと同時開催) 内容:講演会、人権・同和教育啓発活動展</p> <p>(3)高校生世代「人権の詩」募集事業 募集内容:人権についての詩 募集対象:県内在住及び県内の高等学校や特別支援学校等に 通学している 高校生世代の方 募集期間:平成28年6月～9月 応募数:54作品</p> <p>(4)人権ユニバーサル事業 ①多文化共生フォーラム(外国人の人権) 日時:平成28年11月5日(土) 場所:くにびきメッセ(松江市) 内容:講演会、パネルトーク、多文化共生パネル展 来場者数:100人</p> <p>②パラスポーツフェスタ(障がい者の人権) 日時:平成29年2月11日(土・祝) 場所:くにびきメッセ(松江市) 内容:講演会、啓発展示 来場者数:150人</p> <p>(5)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の 児童・生徒 募集期間:平成28年6月～9月 応募数:1,174点</p> <p>(6)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっふる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布</p> <p>(7)人権スポーツ教室 開催日:平成28年9月24日(土) 場所:浜田市金城総合体育館「ふれあいジム・かなぎ」 内容:浜田フットサルクラブHNTと連携して人権スポーツ教室を開催 教室参加者:小中学生22名・啓発物品配布800名</p>	<p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。 今後も、開催市町村の学校や企業、NPO法人等各団体へ広く参加を呼び掛け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>高校生世代が人権について考え、自分の想いを表現する機会となったと思われる。入賞作品を展示やホームページで公開、作品集を配布するなど、多くの方に見てもらうことにより、幅広い年代の方への啓発を行うことが出来た。</p> <p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>小学校から高校生までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p> <p>人権啓発推進センターのPRを積極的に行ってきたことにより、ライブラリーの貸出数が増えてきており、今後もDVDや図書等を充実させていく必要がある。</p> <p>スポーツ選手といっしょに人権について考える機会を提供することで、子どもたちにとって効果的な啓発機会になった。</p>	<p>3 その他啓発広報事業</p> <p>(1)しまね人権フェスティバル2017 日時:平成29年10月15日(日) 会場:安来市総合文化ホールアルテピア(安来市) 内容:梨の木園ハンドベル演奏、切川保育所どじょうすくい踊りとしまねっこダンス、ワークショップ、啓発ブース、ハンセン病問題啓発コーナー等</p> <p>(2)人権・同和問題を考える県民のつどい(人権フェスティバルと同時開催) 内容:講演会、人権・同和教育啓発活動展</p> <p>(3)高校生世代「人権の詩」募集事業 初年度より応募者の全高校生世代に対する割合が少ない状況が続き、費用対効果を鑑み、事業の見直しを行った結果、本事業は終了することとし、若年世代への人権継発は既存の他事業に含めて実施することとした。 「平成28年度をもって事業廃止」</p> <p>(4)人権ユニバーサル事業 ①多様な性と人権を考えるつどい(性的少数者の人権) 日時:平成29年7月21日(金) 場所:島根県民会館(松江市) 内容:講演会、パネルトーク、啓発展示</p> <p>②おやこ多文化ひろば 日時:平成29年12月10日(日) 場所:サンレディーおおだ(大田市) 内容:多言語対応紙芝居、通訳付きベビーマッサージ体験、ワークショップ、啓発展示</p> <p>(5)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の 児童・生徒 募集期間:平成28年6月～9月</p> <p>(6)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっふる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布</p> <p>(7)人権スポーツ教室 単発のスポーツ教室は地域に認知が深まらず、参加者が得られにくい状況にあった。費用対効果を鑑み、事業の見直しを行った結果、本事業については終了し、子ども向けの人権啓発は既存の他事業に含めて実施することとした。 「平成28年度をもって事業廃止」</p>

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目3. 家庭における人権教育の推進						
7				4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等	各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。	7 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等
				みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:17団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等	人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:18団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等
				人権・同和教育「PTA活動」 育成事業 (人権同和教育課) (再掲)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託	<ul style="list-style-type: none"> ○出雲市立平田幼稚園 研究発表会11月16日 ○雲南市立斐伊小学校 研究発表会10月21日 ○益田市立益田中学校 研究発表会11月18日 ○江津市立江津東小学校(指定1年目) ○安来市立第一中学校(指定1年目) ○飯南高等学校(指定1年目) ○石見養護学校(指定1年目)
子どもと家庭電話相談事業 (青少年家庭課)	フリーダイヤルによる専用電話を設置し、専門相談員が子どもや家庭の問題について相談の対応	<ul style="list-style-type: none"> 1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布 	<p>子どもからの相談だけでなく、母親などからの子どもへの関わり方などの不安や悩みの相談に応じており、児童虐待防止の一助となっている。引き続き利用拡大に向けて周知を図っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布 		

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画	
8	大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
	中項目 4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進						
	①企業等における人権教育・啓発の推進	人権啓発講演会開催事業(中小企業課)	中小企業者の役職員等に対する「人権啓発講演会」の開催	1. 事業主体: 島根県 2. テーマ: ワークライフバランス 働き方の多様性について 3. 開催日: 平成28年10月8日(土) 4. 場所: サンラポーむらくも 5. 講師: スタジオーL 村岡詩織	性別・年齢・国籍などの様々な属性を受け入れて、多様性を活かすことを通して、人権に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚につながることはもとより、企業や組織の力になることを学んだ。	1. 事業主体: 島根県 2. テーマ: 未定 3. 開催日: 未定 4. 場所: 未定 5. 講師: 未定	
		人権同和対策研修事業(中小企業課)	人権同和问题研修推進員研修会の開催	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和问题研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日: 平成28年12月14日 ・テーマ: 職場における差別を解消するために ・講師: 岡崎 由美子 ・場所: 島根県商工会館 201会議室 4. 参加者 19名	商工団体の同和问题研修推進員を対象とした研修を実施し、人権同和问题に関する意識の向上に役立てることができた。今後も事業を継続し、商工団体役員に企業等への指導的役割を担ってもらうことにより人権教育・啓発を推進する。	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和问题研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日: 平成29年12月 ・テーマ: 未定 ・講師: 未定 ・場所: 島根県商工会館 201会議室 4. 参加者 21名	
		雇用促進事業(雇用政策課)	公正な選考採用についての広報啓発の実施	公正な採用についての啓発冊子・パンフレットの作成 冊子 3,540部、パンフレット 3,830部	県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促した。 今後も効果的な啓発活動に努める。	公正な採用についての啓発冊子・パンフレットの作成 冊子 約3,600部、パンフレット 約3,900部	
		人権問題啓発推進事業(農業経営課)	農林漁業団体の同和対策推進担当者等を対象とした研修会の実施	1. 研修内容等「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発事業 講師を招いて職場における人権啓発につながる研修を行う。 (1) テーマ: 同和問題を題材に研修会を実施予定 (2) 講師 島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 2. 開催場所等 (1) 場所: 隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2) 日程: 10月～12月 (3) 参加者 延187人	・県内の農林漁業団体の啓発担当者等の人権同和问题への理解を深めた。 ・今後も、人権同和问题に対する理解促進に寄与するよう継続的に研修会を実施する。	1. 研修内容等「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発事業 講師を招いて職場における人権啓発につながる研修を行う。 (1) テーマ: 同和問題を題材に研修会を実施予定 (2) 講師 島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 2. 開催場所等 (1) 場所: 隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2) 日程: 10月～11月	
	②地域社会における人権啓発の推進	人権啓発事業(人権同和対策課)(再掲)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル等展示 ・高文祭での人権啓発ポスターコンクール入賞作品、高校生世代「人権の詩」 入賞作品等展示	県立図書館とのタイアップ事業として啓発展示を行ったが、多くの来館者へ啓発ができた。 また、県立図書館で子ども向けの人権啓発ワークショップを開催し、身近にある人権について関心をもってもらう機会になった。	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示	

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目 4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進						
9				<p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 日時:平成28年11月27日(日) 場所:松江市総合体育館 来場者:1,298人 内容:島根県人権啓発ポスターコンクール最優秀作品展示、監督と選手の人権メッセージ展示、中学生人権作文コンテストの表彰式を実施 ハーフタイム等における人権週間の広報、啓発物品の配布等 新聞広告掲載(12月4日 山陰中央新報)</p> <p>3 その他啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2016 日時:平成28年10月16日(日) 場所:大田市民会館(大田市) 内容:大田小学校ファンファーレバンド、ワークショップ、啓発ブース、ハンセン病問題啓発コーナー等 来場者数:750人</p> <p>(2)人権・同和問題を考える県民のつどい(人権フェスティバルと同時開催) 内容:講演会、人権・同和教育啓発活動展</p> <p>(3)高校生世代「人権の詩」募集事業 募集内容:人権についての詩 募集対象:県内在住及び県内の高等学校や特別支援学校等に通学している 高校生世代の方 募集期間:平成28年6月～9月 応募数:54作品</p> <p>(4)人権ユニバーサル事業 ①多文化共生フォーラム(外国人の人権) 日時:平成28年11月5日(土) 場所:くにびきメッセ(松江市) 内容:講演会、パネルトーク、多文化共生パネル展 来場者数:100人</p> <p>②パラスポーツフェスタ(障がい者の人権) 日時:平成29年2月11日(土・祝) 場所:くにびきメッセ(松江市) 内容:講演会、啓発展示 来場者数:150人</p> <p>(5)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:平成28年6月～9月 応募数:1,174点</p>	<p>会場を実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。 スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもらうことができるなど、効果的な啓発ができることから、今後も継続して実施していく。</p> <p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立ったと回答していた。 今後も、開催市町村の学校や企業、NPO法人等各団体へ広く参加を呼び掛け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>高校生世代が人権について考え、自分の想いを表現する機会となったと思われる。入賞作品を展示やホームページで公開、作品集を配布するなど、多くの方に見てもらうことにより、幅広い年代の方への啓発を行うことが出来た。</p> <p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立ったと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>小学校から高校生までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p>	<p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 日時:平成29年12月2日(土) 場所:松江市総合体育館 新聞広告掲載(12月上旬 山陰中央新報)</p> <p>3 その他啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2017 日時:平成29年10月15日(日) 会場:安来市総合文化ホールアルテピア(安来市) 内容:梨の木園ハンドベル演奏、切川保育所どじょうすくい踊りとしまねっこダンス、ワークショップ、啓発ブース、ハンセン病問題啓発コーナー等</p> <p>(2)人権・同和問題を考える県民のつどい (人権フェスティバルと同時開催) 内容:講演会、人権・同和教育啓発活動展</p> <p>(3)高校生世代「人権の詩」募集事業 初年度より応募者の全高校生世代に対する割合が少ない状況が続き、費用対効果を鑑み、事業の見直しを行った結果、本事業は終了することとし、若年世代への人権啓発は既存の他事業に含めて実施することとした。 「平成28年度をもって事業廃止」</p> <p>(4)人権ユニバーサル事業 ①多様な性と人権を考えるつどい(性的少数者の人権) 日時:平成29年7月21日(金) 場所:島根県民会館(松江市) 内容:講演会、パネルトーク、啓発展示</p> <p>②おやこ多文化ひろば 日時:平成29年12月10日(日) 場所:サンレディーおおだ(大田市) 内容:多言語対応紙芝居、通訳付きベビーマッサージ体験、ワークショップ、啓発展示</p> <p>(5)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:平成29年6月～9月</p>

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目 4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進						
				(6) 啓発資料整備・提供 ① 広報誌「りっふる」(冊子)の発行 ② ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③ リーフレット等の配布	人権啓発推進センターのPRを積極的に行ってきたことにより、ライブラリーの貸出数が増えてきており、今後もDVDや図書等を充実させていく必要がある。	(6) 啓発資料整備・提供 ① 広報誌「りっふる」(冊子)の発行 ② ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③ リーフレット等の配布
				(7) 人権スポーツ教室 開催日:平成28年9月24日(土) 場所:浜田市金城総合体育館「ふれあいジム・かなぎ」 内容:浜田フットサルクラブHNTと連携して人権スポーツ教室を開催 教室参加者:小中学生22名・啓発物品配布800名	スポーツ選手といっしょに人権について考える機会を提供することで、子どもたちにとって効果的な啓発機会になった。	(7) 人権スポーツ教室 単発のスポーツ教室は地域に認知が深まらず、参加者が得られにくい状況にあった。費用対効果を鑑み、事業の見直しを行った結果、本事業については終了し、子ども向けの人権啓発は既存の他事業に含めて実施することとした。 「平成28年度をもって事業廃止」
				4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等	各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。	4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等
				5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:17団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等	人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある	5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:18団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
10	①公務員	人権・同和問題職員等研修事業 (人権同和対策課)	行政関係者研修会の実施	1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 開催時期及び回数 5～7月 8回 248人 ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数 7～10月 5回 85人 ③講演会 開催時期及び回数 8月 2回 483人 2. 地域別新規採用職員等 人権・同和問題研修会 開催時期及び回数 8～9月 4回 404人 3. 人権相談員等養成研修 開催時期及び回数 6月 1回 17人	いずれの研修も、それぞれの職務・時期に必要な研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。 H27年度から3年間の予定で重点的に取り組むこととしたハンセン病問題に関する職員研修についても着実に実施していく。	1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 開催時期及び回数 5～7月 8回 263人 ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数 7、10月 5回 125人 ③講演会 開催時期及び回数 8、11月 3回 700人 2. 地域別新規採用職員等 人権・同和問題研修会 開催時期及び回数 8～9月 5回 400人 3. 人権相談員等養成研修 隣保館職員研修として実施
			隣保館職員等の研修の実施	隣保館職員等初任者研修会 日時:6月22日～23日 参加者数:延60人 隣保館職員等夏季研修会 日時:7月20日 参加者数:42人 隣保館職員等冬季研修会 日時:1月26日～27日 参加者数:延79人 隣保館職員等相談援助研修会 日時:2月9日～10日 参加者数:延50人		
		自治研修所研修 (人事課) (自治研修所)	自治研修所の階層別研修において人権・同和問題についての研修を実施	次の研修において、人権同和問題に関する研修を実施する。 1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講予定者数:県職員125人、市町村305人 2. 一般職員第Ⅱ課程研修 受講予定者数:県職員68人、市町村66人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講予定者数:県職員26人、市町村21人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講予定者数:市町村122人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講予定者数:県職員112人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講予定者数:県職員68人、市町村121人	各階層の特性や他の受講機会等を勘案した効果的な研修の実施	次の研修において、人権同和問題に関する研修を実施する。 1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講予定者数:県職員167人、市町村314人 2. 一般職員第Ⅱ課程研修 受講予定者数:県職員82人、市町村103人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講予定者数:県職員32人、市町村31人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講予定者数:市町村188人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講予定者数:県職員122人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講予定者数:県職員89人、市町村122人
	地域行政関係者研修会 (人権同和対策課)	地域行政関係者研修会の実施	・開催時期:8～11月 ・開催場所:県内8会場 (松江、雲南、出雲、県央(川本)、浜田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加数:841人	自治体職員はもとより、人権擁護委員、民生・児童委員、隣保館職員、社会福祉協議会職員といった、特に人権尊重の視点を持って職務に臨むべき立場の者を対象とした研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。	・開催時期:8～11月 ・開催場所:県内9会場 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加数:1,000人	

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
11	②教職員	人権・同和教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	学校における人権・同和教育の推進に資する教職員研修の実施	1. 人権・同和教育主任等研修 松江6月15日(119名)、出雲6月17日(131名)、浜田6月24日(118名)、益田6月17日(70名)、隠岐6月22日(30名)	・受講者に研修の目標・ねらいを明確に示し、これに基づいた講義・演習・協議を行うことができた。 ・参加・体験型研修(グループ演習・ペアワーク)を取り入れた。受講者が学びを深めるうえで効果的であった。また、協議の際にミニホワイトボードを使用した。受講者の意見が可視化される、協議の方向性が明確になるなど、協議のねらいに迫るうえで効果的であった。 ・主任経験のない受講者が多いことから、主任経験が浅い受講者への研修内容を充実する等、受講者の実態に合わせた研修を工夫する必要がある。 ・今年度、新たな指導資料を発行した。校内での活用の促進も含め、進路保障の取組を充実させるうえで主任の役割がより重要となった。これを踏まえた研修内容を工夫していく必要がある。	人権・同和教育主任等研修 益田会場:6月 8日 益田合同庁舎 出雲会場:6月14日 出雲合同庁舎 浜田会場:6月16日 浜田教育センター 松江会場:6月21日 松江合同庁舎 隠岐会場:6月23日 隠岐合同庁舎
				2. 就学前人権・同和教育講座 東部会場:9月14日、松江合同庁舎 参加者:100名 西部会場:9月9日、浜田教育センター 参加者:30名	・指導資料第2集を活用しながら、就学前の「進路保障」の考え方を示したことで、人権・同和教育の基本や進路保障の理念について理解が深まった。 ・現場での実践に活かせるような内容を工夫した。また、協議による情報交換等を通して、今後の取組についてのヒントを示すことができた。 ・幼稚園教諭と保育士が情報交換する機会にもなり、受講者の研修の満足度も非常に高い結果となった。 ・幼稚園・保育所を対象とした研修講座についての整理・体系化(市町村および県健康福祉部等との連携)を進めることが必要。	就学前人権・同和教育講座 東部会場:8月7日 松江合同庁舎 参加者予定100名 西部会場:8月9日 浜田教育センター 参加者予定 30名
				3. 同和問題学習講座 8月26日(35名)島根県教育センター	・講義で「同和問題学習」と「進路保障」との関連、「同和問題学習」実践上の考え方を示したのちに演習を行い、理論から実践につながる流れで研修を実施した。 ・“授業づくり”に焦点を絞ったことで、受講者のニーズと実施者の意図が一致し、受講者の学びを深めることにつながった。 ・「差別する側」の視点での授業づくりという、新たな視点を提示できた。 ・受講者間に経験・力量の差がかなりあり、演習の焦点が絞りにくい面もあった。演習の進め方について再検討していきたい。	同和問題学習講座 9月8日 浜田教育センター 参加者予定30名
				4. 新任教職員研修219名(人権・同和教育) I 東部5月13日、西部5月12日 II 東部9月30日、西部10月6日	・受講者の実態を踏まえ、教職員としてのライフステージに即した内容の研修を実施できた。参加体験型の活動を多く取り入れ、主体的な学びを促すよう実施方法を工夫したことにより、それぞれの教育活動を行う上での実践力の向上につながる研修	4. 新任教職員研修213名(人権・同和教育) I 東部5月12日、西部5月11日 II 東部9月29日、西部9月28日
				5. 教職経験6年目研修 160名(人権・同和教育) 東部5月20日、西部5月19日		5. 教職6年目研修 169名(人権・同和教育) 東部5月19日、西部5月18日

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
				6. 教職経験11年目研修 111名 (人権・同和教育) 東部2月10日、西部2月9日	となった。 ・管理職研修と同様に、他課と共通する内容について連携して実施することができれば、さらに充実した内容にすることが期待できる。	6. 教職11年目研修 124名 (人権・同和教育) 東部2月9日、西部2月8日
				7. 新任講師等研修 松江4月14日(41名)、出雲4月21日(52名)、浜田4月13日(36名)、 益田4月20日(18名)、隠岐5月11日(20名) (人権・同和教育)	・事例をもとに、進路保障の視点から子ども理解を深める内容とした。講義にあわせてペアワークや演習等を取り入れることで、日々の教育活動につながる研修を実施することができた。 ・年度当初の学校行事等の兼ね合いからこの時期の研修に参加しづらい講師もいる。年度の早い時期に実施することが望ましいが、日程を検討したい。	7. 新任講師等研修 松江4月26日(60名)、出雲4月21日(50名)、浜田4月20日(40名)、 益田4月19日(40名)、隠岐5月17日(30名) (人権・同和教育について)
				8. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月27日(68名) (人権・同和教育)	・特別支援教育課と共催し、人権・同和教育と特別支援教育について総合的な内容で研修を実施した。それにより、より多角的な視点から受講者の「進路保障」の理解を深めることにつながり、豊かな人権感覚に支えられた管理職としての資質・能力の向上に資することができた。 ・今後も他課と連携する形で実施していきたい。	8. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月26日(90名) (人権・同和教育)
				9. 管理職研修(新任校長) 5月13日(47名) (人権・同和教育研修)		9. 管理職研修(新任校長) 5月19日(70名) (人権・同和教育研修)
				10. ミドルリーダー研修 8月16日(38名) (人権・同和教育研修)	・事例をもとにした実践的な内容の研修を実施し、「進路保障」を進めるうえでのミドルリーダーの役割について理解を深め、実践につながるヒントを提示することができた。 ・「ミドルリーダー」について、求められる資質やミドルリーダー像について他の課と共有する機会を作ることが必要。	10. ミドルリーダー研修 8月16日(40名) (人権・同和教育研修)
		人権同和教育研修支援事業 (総務部総務課)	私学団体が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成	・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成 ・私学団体主催による人権・同和教育研修の実施(私幼連:H28.7.31、40名参加、中高連:H28.6.30、40名参加、専各連:H28.8.28、42名参加)	今後も、私立幼稚園、中学・高校、専修・各種学校の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成
12	③警察職員	警察職員への人権教育の浸透 (県警人材育成課)	各種研修における職務倫理及び人権に配慮した職務執行についての教養の実施	1 採用・昇任時、各種専門研修における人権、職務倫理等に関する教養の実施 (1) 採用時教養(初任科、初任補修科課程) 人権教養 2回 118人、職務倫理教養 15回 450人 盲学校研修 2回 59人 (2) 昇任時教養(警部補・巡査部長任用科) 職務倫理教養 5回 55人、人権教養2回 22人 (3) 各種専門教養(各種任用科、専科) 職務倫理教養 68回 790人、人権教養 4回 52人 2 警察庁等主催の職務倫理指導者研修等への職員の派遣 中国管区警察学校への職員派遣(職務倫理教養担当者専科) 11月14日～11月18日 5日間 1人	採用時教養、昇任時教養、専科教養等において、人権教養・職務倫理教養を必須科目として取り入れ実施した。また、警察庁主催の専科への派遣、各所属における部外講師による教養等を行った。これらの取組により、人権・職務倫理に配慮した職務執行を行うことができ、一定の成果を収めた。 今後も引き続き教養を行い、適切な職務執行に努める。	1 採用・昇任時、各種専門研修における人権、職務倫理等に関する教養の実施 2 警察庁等主催の職務倫理指導者研修等への職員の派遣 3 本部・警察署における部外講師による人権・職務倫理に関する教養の実施

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
13	④医療関係者	県立病院職員への人権教育の浸透(病院局)	公務員としての人権尊重意識の向上や、患者に対するインフォームドコンセントの徹底、プライバシーの保護など患者の人権に配慮した医療の提供のための研修の実施	3 本部・警察署における部外講師による人権・職務倫理に関する教養の実施 職務倫理教養 3回 164人 人権教養 1回 40人	今後も、公務員として常に人権尊重の視点に立つとともに、医療従事者として患者の人権に配慮した医療を提供するために、人権研修を継続して取り組む必要がある。	・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月4日 99名 ※県中、こころの医療センター合同 ・新規採用職員・H28年度中途採用者対象人権同和職員研修 6月23日 72名 ※県中、こころの医療センター合同 ・人権・同和問題研修 第1回 8月30日～9月4日(予定) 第2回 11月～2月(予定)
				・新規採用職員・H27年度中途採用者対象人権同和職員研修 6月24日 40名 ※県中、こころの医療センター合同		
				・人権・同和問題研修 11月28日～12月1日 748名		
	人権施策の推進(医療政策課)	医療関係者の人権問題に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、関係団体・養成所等に研修・指導の要請	関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼	引き続き、関係団体等に対し、人権意識の高揚を図るため研修・教育の実施の要請を機会あるごとに依頼することが必要。	関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼	
	⑤福祉関係者	民生委員・児童委員研修事業(地域福祉課)	研修会の実施	民生委員・児童委員研修、法定単位民生委員・児童委員研修において、人権問題に関する講義等を行った。 また、各市町村民協においても全委員を対象に人権問題する研修が実施されるよう県及び県民協から指導・助言を行った。 ①新任民生委員・児童委員研修 実施時期:平成29年1月～3月 実施場所:8会場(松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐島前、隠岐島後) 参加人数:900名 実施内容:人権同和問題について ②中堅民生委員・児童委員研修 実施時期:平成28年5月・6月 実施場所:各2会場(松江、浜田) 参加予定人数:270名 実施内容:人権同和問題研修	民生委員の役割・活動が地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解いただくとともに、自らの支援活動の中でどのような配慮が必要かを学んでいただくことができた。 今後も継続した取組みを行っていく。	民生委員・児童委員研修、法定単位民生委員・児童委員研修において、人権問題に関する講義等を行う。 また、各市町村民協においても全委員を対象に人権問題する研修が実施されるよう県及び県民協から指導・助言を行う。 ①新任民生委員・児童委員研修 H28年12月に改選を行い、新任の民生委員・児童委員に対し、研修を行った。次回実施は、H31年度の予定 ②中堅民生委員・児童委員研修 実施時期:平成29年7月・8月 実施場所:各2会場(松江、浜田) 参加予定人数:560名

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
14	大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進					
	中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進					
				③法定単位民生児童委員協議会会長研修 実施時期:平成28年7月 実施場所:1会場(松江) 参加人数:113名 実施内容:人権同和問題研修		③法定単位民生児童委員協議会会長研修 実施時期:平成29年9月 実施場所:1会場(松江) 参加予定人数:130名
	福祉施設役職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行った。 ・人権権利擁護研修(6会場)332名	人権問題について学んでいただくことができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行う。 ・人権権利擁護研修(6会場)約400名を予定	
	日常生活自立支援事業生活支援員研修 (地域福祉課)	研修会の実施	県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学んだ。 実施時期:9月 実施場所:2会場(東部、西部) 参加人数:144名	生活支援員の活動が、地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解していただくとともに、様々な人権課題を学んでいただくことができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ 実施時期:9~10月 実施場所:2会場(東部、西部) 参加予定人数:150名	
生活保護関係職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数:29名 時期:5月10日 場所:島根県職員会館 講師:島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容:「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」	様々な生活困難を抱える対象者に接して生活保護業務を遂行する市町村福祉事務所の新任職員の人権意識を向上させることができた。	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数:32名 時期:5月9日 場所:島根県民会館 講師:島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容:「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」		
児童福祉施設児童処遇向上事業 (青少年家庭課)	児童福祉施設における児童処遇及び職員指導技術向上のための研修事業等の実施	1. 施設入所児童ミーティング事業 各施設入所児童の相互交流による意見交換の実施 ・期日:平成28年10月29日(土) ・場所:いわみーる、浜田ワシントンホテル ・内容:冠婚葬祭マナー教室、テーブルマナー教室 ・人数:15人(児童10、職員5) 2. 合同職員研修事業 児童養護施設等の処遇職員の指導技術向上のための研修や意見交換を実施 ・期日:平成28年12月12日、13日 ・場所:ホテル宍道湖 ・内容:講演①:児童福祉施設における「参加者中心型プログラム」の試み 講師:島根県立大学短期大学部 准教授 藤原映久氏 講演:児童養護施設における被措置児童の虐待等について 講師:広島新生学園 園長 上栗哲男氏 ・人数:15人	今後とも、児童養護施設等に入所する児童が、楽しみながら交流でき活動を通じて生活のスキルアップを図れる企画を進めるとともに、職員の専門性の向上を図っていく。	1. 施設入所児童ミーティング事業 各施設入所児童の相互交流による意見交換の実施 2. 合同職員研修事業 児童養護施設等の処遇職員の指導技術向上のための研修や意見交換を実施		

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
15	⑥消防職員	消防職員の人権教育の推進 (消防総務課)	消防職員に対する人権教育の実施	消防学校の初任総合教育、初級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:平成28年5月13日(金) 講義内容:人権啓発について 受講人数:46名 ②開催日:平成28年9月26日(金) 講義内容:アイサポート研修 受講人数:46名 (2)中級幹部科における人権教育の実施 ①開催日:平成28年12月13日(火) 講義内容:アイサポート研修 受講人数:16名	今後も消防学校における講義等の人権教育を組み込むとともに、各消防本部においても各種人権教育の受講機会を確保するなど働きかけ、消防職員の人権教育の推進を図っていく。	消防学校の初任総合教育、初級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:平成29年5月8日(月) 講義内容:人権啓発(ハラスメント)について 受講人数:36名 ②開催日:平成29年5月18日(木) 講義内容:アイサポート研修 受講人数:36名 (2)初級幹部科における人権教育の実施 ①開催日:平成30年3月初旬 講義内容:人権同和問題啓発 受講人数:20名
16	⑦マスメディア関係者	マスメディア関係者への取組み要請 (広聴広報課)	マスメディア関係者へ人権教育の取組みの要請	例年、知事・島根報道クラブ意見交換会において人権教育を要請しているが、H28年度は、同意見交換会が日程が整わず実施されなかったためH29年3月に島根県報道クラブ加盟各社に対し人権教育の要請を文書で行った。	今後も島根県報道クラブ加盟各社に直接要請できる機会の確保に努める	知事・島根報道クラブ意見交換会において人権教育を要請 ・開催日:平成30年2月 ・参加者:報道各社支局長級職員

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1. 女性						
17	①男女平等を推進する教育・啓発	男女共同参画の理解促進事業 (環境生活総務課)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 (6回、のべ118名参加) 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・男女共同参画お届け講座(1市2町、3回、受講者112名) ・男性のためのブラッシュアップセミナー(1市1町、4回、のべ54名) ・職場で学ぶライフマネジメント講座(10社、受講者573名) ・学生向けライフデザイン支援講座(4か所、4回、受講者700名)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んでいるが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。 今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・男女共同参画お届け講座 ・男性のためのブラッシュアップセミナー ・学生向けライフデザイン支援講座
		男女平等を推進する教育活動 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 教科指導及びホームルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会について理解を深め、実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促した。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高めると同時に、共通理解を図り、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の見直しを図るよう促した。	各学校においては、計画に従い校内研修が実施された。今後も教科会、学年会及び校内研修等において指導や役割分担の見直しを図り、実践を積み重ねる必要がある。	1. 教科指導及びホームルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会について理解を深め、実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高めると同時に、共通理解を図り、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の見直しを図るよう促す。
		人権・同和教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	学校における人権・同和教育の推進に資する教職員研修	1. 人権・同和教育主任等研修 子どもを取り巻く人権課題について講義を行い、女性相談のうちDV等にかかる相談件数やデートDV予防教育に役立つ資料について情報提供を行った。 松江6月15日(119名)、出雲6月17日(131名)、浜田6月24日(118名)、益田6月17日(64名)、隠岐6月22日(31名)	・受講者は、講義を通して子供を取り巻く人権課題の中に女性に関する問題があることを再認識することができた。	人権・同和教育主任等研修などの機会を利用し、子供を取り巻く人権課題に女性の問題があることを伝えていく。
	②男女共同参画社会の形成促進	男女共同参画の理解促進事業 (環境生活総務課)(再掲)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等の実施	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 (6回、のべ118名参加) 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・男女共同参画お届け講座(1市2町、3回、受講者112名) ・男性のためのブラッシュアップセミナー(1市1町、4回、のべ54名) ・職場で学ぶライフマネジメント講座(10社、受講者573名) ・学生向けライフデザイン支援講座(4か所、4回、受講者700名)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んでいるが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。 今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・男女共同参画お届け講座 ・男性のためのブラッシュアップセミナー ・学生向けライフデザイン支援講座

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
18	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目1. 女性					
				3 男女共同参画に関する相談対応(相談件数:40件)		3 男女共同参画に関する相談対応
		女性の参画促進・人材育成事業 (環境生活総務課)	政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、人材の育成	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修(6回、のべ118名参加) 2 女性の公職参加推進事業 ・審議会等への女性の参画の推進(目標値:H32年度まで 40%台を維持) 平成28年4月1日 42.4% ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 3 しまね女性ファンドによる女性グループへの支援 採択件数 39件、採択額 11,360千円 4 女性活躍推進事業 ・女性の活躍推進セミナー(2市、6回、受講者34名) ・女性リーダー養成研修・ネットワーク交流会(1回、受講者34名) ・女性が職場で活躍できる環境整備支援 企業トップセミナー(1回、受講者66名) 男性管理職向けセミナー(1回、受講者29名) 先進的な取り組みを行う企業等をテレビ、新聞、フリーペーパーなどでシリーズ化してPR 企業等へのアドバイザー派遣による、女性活躍に係る行動計画の策定支援(行動計画策定件数 45件) 「しまね女性の活躍応援企業」の登録(登録件数 43件) 「しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金」による企業等への経費助成(採択件数 18件)	男女が性別に関わりなく、その個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定過程における女性の参画推進や地域における女性の人材育成、女性グループの自発的な活動に対する支援を行ってきた。 県の審議会等への女性の参画率はH18年度以降40%以上となっており、目標を達成しているが、男女比が50対50であることを考慮すると40%台で十分とは言えない状況である。、今後も引き続き、女性の委員の参画促進に向けた働きかけを行っていく必要がある。 また、島根県は女性の有業率は高いものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低く、女性の働きやすさについては、大部分の人が「働き続けにくい」と認識している。このため、今後も女性が個性と能力を十分に発揮できる、働き続けやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 2 女性の公職参加推進事業 ・審議会等への女性の参画の推進 ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 3 しまね女性ファンドによる女性グループへの支援 4 女性活躍推進事業 ・女性の活躍推進セミナー ・女性リーダー養成研修・ネットワーク交流会 ・女性が職場で活躍できる環境整備支援
		雇用環境改善普及啓発事業 (雇用政策課)	労働者、県民、関係団体を対象に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発	1. トップセミナーの開催(男女共同参画室、子ども・子育て支援課との事業連携) 2. 関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する援助・助成等の窓口をまとめたリーフレットを作成し、雇用政策課ホームページで紹介した。	トップセミナーの開催、リーフレットの作成とHPでの公開を通じて、ワークライフバランスの推進・啓発を図った。トップ会議については他課との共催のため予算は執行しなかった。更なる普及に向けて、引き続き、関係機関と連携し、普及啓発を図ることが必要。	1. 政労使の関係団体によるトップ会議の開催(男女共同参画室、子ども・子育て支援課との事業連携) 2. 関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発資料を作成し、普及啓発を図る。
	中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 (雇用政策課)	従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、事業所等での継続雇用の拡大を図るため、中小・小規模事業者等へ奨励金の支給	【支給対象者】 ・島根県内に本社または主たる事業所を有する、従業員数50人未満の事業主 【支給要件】 ・出産後職場復帰した従業員を3か月以上継続雇用していること 【支給件数】 ・①育児休業取得期間3か月以上(20万円/人)…341件 ・②①以外の職場復帰(10万円/人)…60件	(目標)育休取得3か月以上の支給件数600件 (課題)平成28年度は事業開始初年度であり、制度の周知広報が十分でなかった。	平成29年度は支給対象者を拡充(従業員数を事業主単位ではなく「事業所」単位で50人とした)。制度改正について積極的に広報活動を行い、より多くの事業主等にこの制度を活用いただけるよう努める。	
	普及指導体制強化事業(水産課)	女性指導士の活動支援 漁村における女性の主体的活動を促進し、本県水産業の振興と活力ある漁村づくりを図る。	漁村女性指導士の活動支援 ・地元水産物の魚食普及・食育推進活動の実施 ・水産加工品等の製造技術指導 等	目標とする漁村女性指導士の人数 9人 現状:9人 新規加入がないことと高齢化のため、現状維持をめざす	漁村女性指導士の活動支援 ・地元水産物の魚食普及・食育推進活動の実施 ・水産加工品等の製造技術指導 等	

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1. 女性						
19	③DV等女性に対する暴力防止の取組	普及啓発事業 (青少年家庭課)	DV防止のための啓発・広報の実施	<ol style="list-style-type: none"> 一般県民向け対象の講演会等の実施 ・日時 平成28年12月1日 ・テーマ 「殴らなくてもDV?～精神的DVについて～」 ・講師 NPO法人レジリエンス副代表理事 西山さつき氏 DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。 「しまね人権フェスティバル2016」への参画 ・日時 平成28年10月16日 ・場所 大田市 ・内容 パネル展示、リーフレット配布 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施 ・警察、市町村及び民間団体等の関係団体と連携し、県内12箇所で一斉街頭啓発活動を実施した。 ・県庁に幟旗設置、電光掲示及び関係各課職員によるパープルリボン着用。 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及 ・県教委、市町村教委に対し、会議等におけるプログラムの再周知及び利用依頼。 	DV予防のためには、継続した啓発、予防教育が必要であり、特に若年層には重点的に取組む必要がある。	<ol style="list-style-type: none"> 一般県民向け対象の講演会等の実施 ・日時 平成29年8月17日 ・テーマ 「知ってる?デートDV～ふたりの関係はお互いが安心できる関係ですか?～」 ・講師 NPO法人レジリエンス副代表理事 西山さつき氏 DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。 「しまね人権フェスティバル2017」への参画 ・日時 平成29年10月15日 ・場所 安来市 ・内容 パネル展示、リーフレット配布 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施 ・警察、市町村及び民間団体等の関係団体と連携し、県内12箇所で一斉街頭啓発活動を実施する。 ・県庁に幟旗設置、電光掲示及び関係各課職員によるパープルリボン着用。 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及 ・教職員向けにデートDV予防教育実践者研修を実施。
20	④DV等暴力被害女性への支援	DV被害者等の保護及び支援に関する事業 (青少年家庭課)	DV被害者等の支援に関する関係機関連絡会の開催やDV被害者等の保護の実施	<ol style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・本庁(18団体)及び7圏域(延199団体)における連絡会の開催 DV被害者等保護事業 ・DV被害者等で保護が必要な者に対し、一時保護を実施し、問題解決に向けて支援を行う。 DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施。 ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援。 	被害者の適切な安全確保や、自立支援のため、更なる関係機関との連携による支援体制の充実が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・本庁(18団体)及び7圏域(延199団体)における連絡会の開催 DV被害者等保護事業 ・DV被害者等で保護が必要な者に対し、一時保護を実施し、問題解決に向けて支援を行う。 DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施。 ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援。
	⑤相談体制の充実	女性相談事業 (青少年家庭課)	女性相談センターや各児童相談所における女性相談の実施	<ol style="list-style-type: none"> 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るための研修実施 ・性暴力被害者支援センターたんぼぼにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施する。 市町村への働きかけ ・担当者等において、市町村の相談支援体制充実を働きかけ。 (一元的相談支援体制の整備、公営住宅の優先入居) 	女性相談センターや児童相談所の支援能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。	<ol style="list-style-type: none"> 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るための研修実施 ・性暴力被害者支援センターたんぼぼにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施する。 市町村への働きかけ ・担当者等において、市町村の相談支援体制充実を働きかけ。 (一元的相談支援体制の整備、公営住宅の優先入居)
		性犯罪被害者等に対する相談体制の充実 (県警捜査第一課)	1. 相談電話(性犯罪110番に対する相談への対応)	引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応した。	<ul style="list-style-type: none"> 閉庁日、夜間等、刑事当直員で適切な対応がなされている。 相談電話が全国統一 	引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応する。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
21	大項目Ⅱ各人権課題に対する取組					
	中項目1. 女性					
		2. 性犯罪対策に対する教育	・性犯罪発生時、捜査に従事する捜査員に対して、適時教養を実施した。 ・平成28年5月20日、東部運転免許センターにおいて、性犯罪捜査実務研修会開催 参加人数：性犯罪指定捜査員35人 ・平成28年9月6日、警察学校において、被害者支援専科生13人に対し、性犯罪被害者の被害者支援要領等を教養した。 ・平成28年11月11日、警察学校において、刑事任用科生18人に対し、性犯罪捜査の基礎知識等を教養した。	・平成29年11月に性犯罪捜査実務研修会開催。参加人数37名(男性9名、女性28名) ・DNA採取要領等、実践的な教養が必要と考える。	継続して性犯罪捜査実務研修会を開催する他、刑事任用科での教養等、女性警察官に限らず、男性警察官も対象とした教養を計画する。	
		3. 女性警察官による事情聴取	・各署において、性犯罪事件発生時に女性警察官による聴取を積極的に実施した。	・女性警察官の増員により、被害者担当者個々の負担はかなり軽減されてきているものの、限られた女性警察官での対応になりがちである。 ・事件性の見極め、擬律判断、被疑者の手配、証拠物件の確保等、迅速的確な対応をする。	・刑事部の女性警察官に限らず、他課の女性警察官も対応できるようにする。 ・女性警察官のみではなく、被害者の意向を確認しながら、男性警察官が対応するなど組織で取り組む。	
	4. 性犯罪捜査資機材の整備	・被害女性用の代替着を各署に配布し、事案発生時に適時使用した。 ・使用分については、適時補充した。	各署から代替着について意見を聴取し、購入時の参考とする。	各署において不足した代替着について、不足分を随時配布し、対応に困ることがないようにする。		

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1. 女性						
		関係機関との連携と相談員の対応能力向上 (県警少年女性対策課) (県警広報県民課)	<p>1. DV事案について、地区ごとに関係機関の相談担当者による意見交換会を開催し、相互支援体制の確立を図る。</p> <p>2. 相談担当者の対応能力を向上させるための教養を実施する。</p>	<p>各圏域ごとにおいてDV相談窓口関係機関による意見交換会を開催し、警察本部、各警察署と女性相談センター、児童相談所のDV相談窓口担当者が、DV事案における女性の人権侵害について、情報を交換・共有を図り、早期に相互支援体制を確立した。</p> <p>1. 警察相談員研修会の実施(4月15日)警察相談センター及び4警察署 計8人 2. 総務実務研修会での教養(5月19日)各警察署担当者 計15人 3. 巡回業務指導の実施(5月26日～10月11日)各警察署</p>	<p>意見交換会を始めとする各種事案を通じ情報の共有を図り相互に連携した体制をとった。 今後も支援体制を強固なものにするため、連携強化を図っていく。</p> <p>相談担当者に対する研修、教養を行うことにより、各担当者の相談対応能力の向上を図ることができた。当該研修・教養は、継続的に実施することとしている。</p>	<p>各圏域ごとにおいてDV相談窓口関係機関による意見交換会を開催し、警察本部、各警察署と女性相談センター、児童相談所のDV相談窓口担当者が、DV事案における女性の人権侵害について、情報を交換・共有し、相互支援体制を確立する。</p> <p>1 警察相談員研修の実施(4月21日)警察相談センター及び4警察署計8人 2 巡回業務指導の実施(5月10日から31日)各警察署 3 新任総務課長等会議(4月24日)各警察署新任担当者</p>

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
22	①「子どもの権利条約」などの理解促進	「子どもの権利条約」などの理解促進 (教育指導課)	啓発資料による学習の実施	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用(第2版)は県内全ての小学校3年生に、中・高等学校用を県内全ての中学1年生(第2版)に配布し、併せて活用上の留意点を周知した。	研修会などを通して、効果的な活用方法について周知することが望ましい。	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用(第2版)は県内全ての小学校3年生に、中・高等学校用を県内全ての中学1年生(第2版)に配布し、併せて活用上の留意点を周知を図り、一層の活用を図る。
		子どもの権利に関する条約などの理解促進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 家庭科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等を通じて条約への理解を深め、人権意識の醸成に努める指導を行うように促した。 2. 全教職員が生徒指導や教科活動に活かせるよう、校内研修の充実を促進した。	1. 各教科・領域の目標が達成されるように工夫した教育活動が行われた。 2. 今後も指導改善を図るための校内研修の工夫が必要である。	1. 家庭科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等を通じて条約への理解を深め、人権意識の醸成に努める指導を行うように促す。 2. 全教職員が生徒指導や教科活動に活かせるよう、校内研修の充実を促進する。
		人権・同和教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	学校における人権・同和教育の推進に資する教職員研修	管理職研修、人権・同和教育主任等研修、初任者研修、教職経験者研修(6年目、11年目)など様々な研修の機会に、子どもたちの行動の背景に目を向けて取り組んでいく進路保障の取り組みの理解と推進を図った。	・具体的な事例をもとに講義・演習を行い、受講者の進路保障に対する理解を深めることができた。	学校現場において進路保障の取り組みが推進されるよう、演習等を取り入れるなど研修内容の充実を図っていく。
23	②いじめ問題への取組	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	県内11カ所において、全ての小、中学校を対象に行った。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行った。	いじめの認知について、いじめ防止対策推進法に照らし合わせた正確な認知の共通理解を図ることができた。 グループ協議によって自校のいじめ防止基本方針の点検と見直しを図る機会とすることができた。 スクールソーシャルワーカーのより良い活用の啓発を図ることができた。	県内5カ所において、小、中学校(希望)を対象に行う。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う。
		「いじめ相談テレフォン」の活用 (教育指導課) (教育センター)	島根県教育センター(松江・浜田)に相談を受け付ける電話窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	月・水・木曜日(隔週)は浜田センターで、火・木(隔週)・金曜日は松江センターで対応した。H28年10月以降は土日祝及び平日夜間の対応を業者委託した。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者が相談する内容について問題の解決方法を見つけたりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。平成28年度実績として320件の電話相談を受けた。	平成28年度と同様に、月・水・木曜日(隔週)は浜田センターで、火・木(隔週)・金曜日は松江センターで対応する。また、土日祝及び平日夜間の対応は業者委託とする。た。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)なお、「いじめ相談テレフォン」が教育センターに設置されていることは相談対応者の特定につながりかねないため部外秘としている。
		実態調査の実施 (教育指導課)	いじめの実態把握の実施	すべての小、中学校において、年3回の問題行動報告書Ⅰの提出により実態を把握した。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告の提出。	県内の小、中学校におけるいじめの状況を把握することができた。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告の提出によりいじめの実態把握を行った。	すべての小、中学校において、年3回の問題行動報告書Ⅰの提出により実態を把握する。 高等学校、特別支援学校においては、年3回のいじめの問題に係る報告の提出。
		スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)	小・中・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として中学校を中心に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。 平成28年度の配置は、59名のスクールカウンセラーを、96の中学校、81の小学校、39の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者が精神的に安定したり、いつでも相談できるという雰囲気が広まったりした。教職員の児童生徒理解も深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 平成29年度の配置は、73名のスクールカウンセラーを、96の中学校、117の小学校、39の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置する。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
23		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)	配置希望の市町に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	社会福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内全市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談的支援体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へは要請に応じて派遣する。加えて、宍道高校、浜田定通2校以外の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えた。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に係ることによって、学校での組織的な取り組みが進み、県内の数値としては、総支援件数が735件であった。うち、不登校では210件、いじめ、暴力行為等の問題行動では47件、家庭環境の問題では168件等、解決または事案が好転した。今後は、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	社会福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内全市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談的支援体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へは要請に応じて派遣する。加えて、宍道高校、浜田定通2校以外の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。
		いじめ対応支援事業 (教育指導課)	いじめ等の生徒指導上の諸課題の早期発見・初期対応及び児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」等を通じた未然防止を図るとともに、学校生活への満足度を高めるため、児童・生徒の学校への適応状況を把握するアンケートの実施し、すべての児童生徒が安心して充実した生活を送ることができる学校づくりに活用 いじめ防止を児童生徒が自らの問題として主体的に取り組むという観点から、各学校においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「いじめ防止サミット」を開催することで、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発の実施	アンケートQU(QU, hyper-QU)を実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人との関係を把握し、いじめの被害を受けている可能性の高い児童生徒を事前に発見し、確実ないじめ対応への基盤とした。また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指した。各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「いじめ防止サミット」を開催することにより、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図った。	小学校3年生から中学校3年及び高等学校1、2年と一部の特別支援学校において年2回の「アンケートQU」(または「hyper-QU」)を実施し、いじめの未然防止・早期発見の一助とすることができた。また、県立学校においては、活用方法についての研修会を年2回実施し、各学校での有効活用につなげることができた。「アンケートQU」の情報は多く、活用方法は多岐にわたるため、今後も積極的な取組をしていく必要がある。 「しまね絆づくりサミット」を開催し、県内から7校の小・中・高等学校が参加し、生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を発表し、グループごとに協議しながら「絆づくり」に向けての提言を出すことで、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発が図れた。絆づくりサミットへの参加を増やすことにより、児童生徒による主体的な取組の啓発を今後一層していく必要がある。	アンケートQU(QU, hyper-QU)を実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人との関係を把握し、いじめの被害を受けている可能性の高い児童生徒を事前に発見し、確実ないじめ対応への基盤とする。また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「いじめ防止サミット」を開催することにより、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図る。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
		子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充実	小学校25校に配置し、管理職、生徒指導主任等とチームによる体制強化を図った。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、生徒の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用する。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。また、配置校以外の学校への普及を積極的に行う必要がある。	小学校25校に配置し、管理職、生徒指導主任等とチームによる体制強化を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、生徒の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用する。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。
		いじめ等対応アドバイザー配置事業 (教育指導課)	県内の市町村立小中学校及び県立学校において発生したいじめ等の生徒指導上の問題が深刻化し、学校や教育委員会だけでは解決が困難な事態に対して、客観的、専門的な立場から助言を行ういじめ等対応アドバイザー(有識者、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OBなど)を派遣し、学校等や子ども、保護者を支援	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援した。 また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援した。	具体の事案に対する対応も行うなど制度の周知も進んでいる。継続して配置する必要がある。	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援する。 また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援する。
		学校ネットパトロール事業 (教育指導課)	インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から児童生徒を守るため、早期発見・対応の観点からBBS(電子掲示板)、ブログ、プロフ等の検索、監視の実施 また、ネットパトロールの報告から情報モラル教育の成果を検証し、研修内容の充実につなげ、本県のネットトラブルの抑止と解消	・対象: 県内公立学校(高校37校、特別支援学校12校、中学校96校、小学校205校) ・定期検索(小2回、中・高・特4回)を実施した。 ・各校で児童生徒や保護者に対して情報モラルの啓発を行う指導者養成講座を実施した。またその講座を含め、各校で啓発研修を実施するための教材を作成し、県内すべての学校に提供した。 ・情報モラル教育啓発のためのリーフレット及び各校のプリントで活用しやすいように加工できるはめ込み型コンテンツを作成し、県内すべての学校に提供した。	・H28の問題投稿等の検知件数は小学校2件、中学校413件、県立学校518件、合計933件で前年度比▲1,731件 ・ネットトラブルの抑止と解消に、一定の成果があったが、対処から未然防止に向け、今後、さらに情報モラル教育の充実や保護者への啓発・連携を進める必要がある。	事業終了
	③不登校への取組	引きこもり児童等自立支援事業 (青少年家庭課)	引きこもり等の状態にある児童に対し、宿泊による集団指導、社会体験の機会を提供するなどにより相談・支援の実施	1. ひきこもり等児童集団指導事業の実施 養育環境の変化や発達障がい児童の増加により、社会性や対人関係スキルの支援が必要な児童が増加。ひきこもりや発達障がい等、対人関係がうまく築けない児童に対して、社会性を学ぶ機会や児童間交流の経験を増やす必要がある。 他機関ではフォローできない児童の居場所となりながら、社会性を伸ばす機会になっている。 2泊3日を計4回(各児童相談所1回ずつ) 参加児童延べ人数 69名 2. 社会体験促進事業の実施 実績なし	今後も、ひきこもり等の児童の状態に即した段階的な支援を行っていく必要がある。	2泊3日を計4回(各児童相談所1回ずつ) 参加児童延べ人数(予定) 120名(1回実人数10名) 中央児相、浜田児相、益田児相にて実施予定(予算確保) *具体的には未計画(児童相談のケースワークとの兼ね合い)
		実態調査の実施 (再掲) (教育指導課)	不登校児童生徒の実態把握の実施	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握する。また、年度末調査として文部科学省調査を実施した。	継続して調査を実施し、県内の状況や特徴、効果的な取組等について周知を図る。	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握する。また、年度末調査として文部科学省調査を実施する。
		教育支援センター等運営事業 (教育指導課)	教育支援センターの運営を運営する市町村にしまね市町村総合交付金を措置	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設にかかる運営経費等の一部にしまね市町村総合交付金を充てた。	平成28年度実績として、通室者数209人中72人の児童生徒が学校復帰を果たしており、学校復帰に向けた居場所として重要な役割を果たしている。	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設にかかる運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
24		いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員を配置	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には今年度から2名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。	宍道高校に4名、浜田高校定時制・通信制に1名の教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担った。宍道高校に4名、浜田高校定時制・通信制に1名の教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、不登校生徒数減少の一翼を担った。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には1名増の3名、新規に三刀屋高校掛谷分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わる。
		生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)(再掲)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	県内11ヵ所において、全ての小、中学校を対象に行った。 東西2ヵ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行った。	いじめの認知について、いじめ防止対策推進法に照らし合わせた正確な認知の共通理解を図ることができた。 グループ協議によって自校のいじめ防止基本方針の点検と見直しを図る機会とすることができた。 スクールソーシャルワーカーのより良い活用の啓発を図ることができた。	県内5ヵ所において、小、中学校(希望)を対象に行う。 東西2ヵ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う。
		「いじめ相談テレフォン」の活用 (教育指導課) (教育センター)(再掲)	島根県教育センター(松江・浜田)に相談を受け付ける電話窓口を開設し、いじめ等の相談に対応	月・水・木曜日(隔週)は浜田センターで、火・木(隔週)・金曜日は松江センターで対応した。H28年10月以降は土日祝及び平日夜間の対応を業者委託した。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者が相談する内容について問題の解決方法を見つけたりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。平成28年度実績として320件の電話相談を受けた。	平成28年度と同様に、月・水・木曜日(隔週)は浜田センターで、火・木(隔週)・金曜日は松江センターで対応する。また、土日祝及び平日夜間の対応は業者委託とする。た。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) なお、「いじめ相談テレフォン」が教育センターに設置されていることは相談対応者の特定につながりかねないため外部秘としている。
		教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター)(新規)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	教育センター(松江・浜田)において来所や電話による教育相談に対応する。 来所が困難な遠隔地での出張教育相談を行う。 医療と連携した教育相談に対応する。(こころ・発達教育相談室) 教職員へのコンサルテーションを実施する。	H28年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数179件、教職員等との相談47回(延べ)、総相談回数2285回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数165件、教職員等との相談100回(延べ)、総相談回数1517回(延べ) ・出張教育相談 浜田教育センター11件 こころ・発達教育相談室内相談 件数288件	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江) 火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田) 月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 大田市(6月29日、11月28日) 津和野町(6月23日、11月20日) こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)
		スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)(再掲)	小・中・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として中学校を中心に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。 平成28年度の配置は、59名のスクールカウンセラーを、96の中学校、81の小学校、39の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者が精神的に安定したり、いつでも相談できるという雰囲気が広まった。教職員の児童生徒理解も深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 平成29年度の配置は、73名のスクールカウンセラーを、96の中学校、117の小学校、39の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置する。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画		
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組								
中項目2. 子ども								
24		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)(再掲)	配置希望の市町に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	社会福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内全市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談的支援体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へは要請に応じて派遣する。加えて、宍道高校、浜田定通2校以外の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えた。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に係ることによって、学校での組織的な取り組みが進み、県内の数値としては、総支援件数が735件であった。うち、不登校では210件、いじめ、暴力行為等の問題行動では47件、家庭環境の問題では168件等、解決または事案が好転した。今後は、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	社会福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内全市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談的支援体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へは要請に応じて派遣する。加えて、宍道高校、浜田定通2校以外の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。		
		連絡調整員配置事業 (教育指導課)	学校等に籍がなく、ひきこもり等の状態にある生徒に対し、社会参加に向けた連絡調整	宍道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行った。	中学校卒業生26名、高等学校中退者18名を把握し、述べ242回が学校と、167回が関係機関と、202回が本人・保護者等と連絡調整を行った。 ひきこもり支援センターの設置により連携先は広がったものの、実際にひきこもりになった人を外部機関につなぐことは難しい面がある。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行う。 連絡調整員配置事業→(改)連絡調整員活用事業		
		子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課)(再掲)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能の充実	小学校25校に配置し、管理職、生徒指導主任等とチームによる体制強化を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、生徒の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用する。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。また、配置校以外の学校への普及を積極的に行う必要がある。	小学校25校に配置し、管理職、生徒指導主任等とチームによる体制強化を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、生徒の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用する。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。		
25	④乳幼児や児童への虐待防止の取組	子どもと家庭相談体制整備事業 (青少年家庭課)	児童及び児童のいる家庭が、身近なところで相談できるとともに、適切で充実した支援が受けられる体制の整備	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながっている。引き続き県民への意識啓発や、児童相談所・市町村等における児童相談体制の充実を図る。	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業		
				2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施			2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施	
				3. 市町村相談体制支援事業 ・市町村職員等専門研修会(児童福祉司任用資格認定講習会) 参加者 東部会場 42名、西部会場 27名 合計 69名 ・市町村職員等スキルアップ研修会 参加者 東部会場 31名、西部会場 22名 合計 53名				平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉司や要保護児童対策地域協議会(市町村)調整機関の担当者に対する研修が義務化された。法改正により義務化された研修に組み換え、児童相談所・市町村職員等専門研修会を実施
				4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 (島根県民生児童員協議会に委託して実施) 参加者 東部会場 124名・西部会場 57名 合計 181名				

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画		
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組								
中項目2. 子ども								
26	⑤健全育成 に向けての取組	青少年健全育成事業 (青少年家庭課)	青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)や子ども・若者育成支援強調月間等に合わせた啓発活動や有害環境調査の実施及び青少年育成島根県民会議が行う活動への助成	5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士及び嘱託精神科医を配置。 ・相談体制の医療的機能強化のための協力病院による専門医派遣等	夜型社会・情報化社会が更に進展し、青少年が非行・犯罪被害に遭うおそれが高まっており、対象施設への立入調査やフィルタリング等の普及啓発に引き続き取り組む必要がある。また、少子化等に伴い、青少年と地域の大人の交流機会が減少する傾向にあり、青少年育成島根県民会議の諸事業を通して、地域の子どもは地域で育てる気運の一層の醸成を図る必要がある。	5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託保健師及び嘱託精神科医を配置。 ・相談体制の医療的機能強化のための協力病院による専門医派遣等		
				1 「島根県青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害環境対策の実施 7月及び11月を中心に図書類販売業者や深夜営業施設、携帯電話販売店等への立入調査を実施		1 「島根県青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害環境対策の実施 7月及び11月を中心に図書類販売業者や深夜営業施設、携帯電話販売店等への立入調査を実施		
				2 広報啓発活動の推進 児童福祉週間セレモニーの開催、7月及び11月の強調月間に青少年健全育成条例の改正やフィルタリング普及啓発等に関する広報活動を実施 ・チラシ作成配布枚数:90,000枚(7月)、80,000枚(11月)		2 広報啓発活動の推進 児童福祉週間セレモニーの開催、7月及び11月の強調月間に、安全安心なインターネット利用のための研修等の勧め、フィルタリング普及、トラブル時の相談先の周知等に関する広報活動を実施		
				3 青少年育成島根県民会議への助成 上記団体の事業を通じて、健全育成機運を醸成 ・しまニッコ!(スマイル声かけ)県民運動推進者:868名(28年度末)	3 青少年育成島根県民会議への助成 上記団体の事業を通じて、健全育成機運を醸成			
27	⑥相談体制 の充実	「いじめ相談テレフォン」の活用 (教育指導課) (教育センター)(再掲)	島根県教育センター(松江・浜田)に相談を受け付ける電話窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	月・水・木曜日(隔週)は浜田センターで、火・木(隔週)・金曜日は松江センターで対応した。H28年10月以降は土日祝及び平日夜間の対応を業者委託した。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者が相談する内容について問題の解決方法を見つけたりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。平成28年度実績として320件の電話相談を受けた。	平成28年度と同様に、月・水・木曜日(隔週)は浜田センターで、火・木(隔週)・金曜日は松江センターで対応する。また、土日祝及び平日夜間の対応は業者委託とする。た。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)なお、「いじめ相談テレフォン」が教育センターに設置されていることは相談対応者の特定につながりかねないため部外秘としている。		
				教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター)(新規)(再掲)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	教育センター(松江・浜田)において来所や電話による教育相談に対応する。来所が困難な遠隔地での出張教育相談を行う。医療と連携した教育相談に対応する。(こころ・発達教育相談室)教職員へのコンサルテーションを実施する。	H28年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数179件、教職員等との相談47回(延べ)、総相談回数2285回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数165件、教職員等との相談100回(延べ)、総相談回数1517回(延べ) ・出張教育相談 浜田教育センター11件 こころ・発達教育相談室内相談 件数288件	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江) 火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田) 月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 大田市(6月29日、11月28日) 津和野町(6月23日、11月20日) こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)
				スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)(再掲)	小・中・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能の充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として中学校を中心に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図った。平成28年度の配置は、59名のスクールカウンセラーを、96の中学校、81の小学校、39の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者が精神的に安定したり、いつでも相談できるという雰囲気広がったりした。教職員の児童生徒理解も深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。平成29年度の配置は、73名のスクールカウンセラーを、96の中学校、117の小学校、39の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置する。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
27		いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)(再掲)	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員の配置	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には今年度から2名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。	宍道高校に4名、浜田高校定時制・通信制に1名の教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担った。宍道高校に4名、浜田高校定時制・通信制に1名の教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、不登校生徒数減少の一翼を担った。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には1名増の3名、新規に三刀屋高校掛谷分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わる。
		少年相談 (県警少年女性対策課)	警察本部に相談電話(ヤングテレホン)を設置して電話相談に対応しているほか、県下12警察署に少年相談窓口を設置し、少年に関わる悩みごと、困りごと相談への対応 電子メールによる相談(みこびーヤングメール)へも対応	1 少年相談活動の推進 引き続き、警察本部設置のヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番(受付時間、月～金、8:30～17:15。但し、年末年始・祝祭日は除く)、みこびーヤングメール、各警察署に設置されている少年相談窓口において、少年やその保護者からの相談に応じ、助言・指導等を行った。 2 相談窓口の周知 各種広報媒体等への掲載や非行防止教室等の機会を効果的に活用して、少年に対して上記窓口や電話番号等の周知を図った。	相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、家庭、学校、職場等と連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。 「しまね子ども・若者支援マップ」(青少年家庭課作成)「思春期心の情報ネット」(中央保健所作成等に少年相談窓口を掲載し相談窓口の周知を図る。	1 少年相談活動の推進 引き続き、警察本部設置のヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番(受付時間、月～金、8:30～17:15。但し、年末年始・祝祭日は除く)、みこびーヤングメール、各警察署に設置されている少年相談窓口において、少年やその保護者からの相談に応じ、助言・指導等を行う。 2 少年相談窓口の周知 今後とも、各種広報媒体等への掲載や非行防止教室等の機会を効果的に活用して、少年に対して上記窓口や電話番号等の周知を図る。
		子ども支援センター事業 (県警少年女性対策課) (青少年家庭課) (教育指導課)	松江市・出雲市・浜田市・益田市の4市に事業委託した「子ども支援センター事業」において、問題を抱える子どもやその保護者などから相談への対応とともに、ボランティアである立ち直り支援員と連携してカウンセリング、就労支援、学習支援等を行うことにより子どもの立ち直り支援活動及び、子どもの犯罪被害防止活動の実施	1 少年相談及び立ち直り支援の推進 住民に身近な相談窓口として各種相談に応じるとともに、支援体制の一層の充実を図ることにより、利用者のニーズに応じた「非行少年等に対する立ち直り支援活動」及び「子どもの犯罪被害防止活動」を推進した。 2 事業の周知活動 各種広報媒体等を活用して、子ども支援センター事業(松江・出雲・浜田・益田)の活動や窓口等の一層の周知を図った。	子ども支援センター事業(松江・出雲・浜田・益田)は、子どもに関する総合的な相談窓口としての機能のほか、地域住民、関係機関・団体等との連携による非行少年等の立ち直り支援の拠点としての機能を果たした。	子ども支援センター事業(松江・出雲・浜田・益田の各市に業務委託)は、本事業自体は継続して実施しているものの平成29年度事業から非行を起こした少年や不良行為を行った少年を対象とした子どもの立ち直り支援と子どもの犯罪被害防止の2本柱に絞って業務委託しており、「⑥相談体制の充実」に該当しなくなったため、平成28年度をもって廃止する。 子ども支援センター事業(松江・出雲・浜田・益田の各市に業務委託)は、本事業自体は継続して実施しているものの平成29年度事業から非行を起こした少年や不良行為を行った少年を対象とした子どもの立ち直り支援と子どもの犯罪被害防止の2本柱に絞って業務委託しており、「⑥相談体制の充実」に該当しなくなったため、平成28年度をもって廃止する。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目3. 高齢者						
28	①福祉教育、啓発活動の推進	ふるさと教育推進に関する支援 (教育指導課) (社会教育課)	児童生徒の福祉の心を育成し、高齢者や障害者への理解を深め、共に生きようとする心情を高めるための指導・助言	1. 各学校への訪問指導の際に、機会を捉えて指導・助言 2. 島根県社会福祉協議会との連携・協力	・地域福祉の現状や課題等を知り、福祉への関心を高めるとともに、福祉教育への理解を深めている。 ・豊かな人間性・社会性を育むために、地域住民(高齢者等)との交流活動を実施する学校が増えてきている。	1. 各学校への訪問指導の際に、機会を捉えて指導・助言 2. 島根県社会福祉協議会との連携・協力
		生涯現役社会づくり推進事業 (高齢者福祉課)	1. 啓発広報 老人の日・老人週間(9/15~21)を中心として、県民誰もが長寿社会についての理解と認識が深まるよう啓発をの促進 2. 長寿者の顕彰老人の日・老人週間事業の一環として、県内の長寿者に対し知事から表彰状等を贈呈	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施 4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付	引き続き、老人の日・老人週間を中心として、長寿社会についての理解と認識が深まるよう広報、表彰等により啓発を促進する。 「生涯現役証」の周知をより一層すすめて、年間600人以上の新規交付を図る。	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施 4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付
		認知症サポーター養成事業 (高齢者福祉課)	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人(サポーター)の育成	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:8,468名	・認知症サポーターは着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:5,000名
29	②就労対策の推進	高齢者雇用対策事業 (雇用政策課)	高齢者に対する就労機会の確保のための広報啓発と高齢者向け研修の実施	関係機関と連携し、高齢者の就業機会確保の取り組みを実施した。 ・高齢者活用・現役世代雇用サポート事業:シルバー事業の周知、広報「なびブレス」の発行・配布。 ・高齢者活躍人材育成事業:20技能講習実施。	新規就業機会の開拓	関係機関と連携し、高齢者の就業機会確保の取り組みを引き続き行う。
30	③高齢者の尊厳を支えるケアの推進	介護従事者向け認知症研修事業 (高齢者福祉課)	介護に携わる職員等を対象に、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 5回開催 ・実践リーダー研修 2回開催 ・開設者研修 2回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 ・基礎研修 3回 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催	・認知症ケアの充実を図るため、引き続き、専門的な知識・技術の習得に向けた研修を行っていく。	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 5回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・基礎研修 3回開催 ・開設者研修 2回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催
		地域包括支援センター運営支援事業 (高齢者福祉課)	各保険者が設置する地域包括支援センターの運営支援を行い、地域支援事業・新予防給付の円滑な導入を図り、もって地域包括ケアの仕組みを確立	地域包括支援センター職員を対象にした研修を開催	引き続き、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの相談体制の充実を図っていく。	地域包括支援センターの住民向け周知 地域包括支援センター職員への研修
	④新たな共助の仕組みづくりの推進	高齢者大学校運営事業 (高齢者福祉課)	島根県高齢者大学校の運営、高齢者に継続的かつ計画的な学習の場を提供するため、原則満60歳以上の学生を募集	東部校(松江市)及び西部校(浜田市) 定員:東部校100名、西部校80名程度新規募集 修業期間:2年間 講座:総合講座、専門講座(社会文化科、園芸科、陶芸科、健康福祉科) この中で地域活動に関する学習に取り組む。	カリキュラムの改編等により、引き続き地域社会の担い手としての人材育成を目指した学習の場の提供の充実に努める。	東部校(松江市)及び西部校(浜田市) 定員:東部校100名、西部校80名程度新規募集 修業期間:2年間 講座:総合講座、専門講座(社会文化科、園芸科、陶芸科、健康福祉科) この中で地域活動に関する学習に取り組む。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ各人権課題に対する取組						
中項目3. 高齢者						
31		市町村老人クラブ連合会助成事業外 (高齢者福祉課)	市町村老人クラブ連合会が行う社会参加や健康づくり等の各活動への支援、島根県老人クラブ連合会における活動推進員の活動や健康づくり支援事業への取り組みへの支援	1. 市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 2. 島根県老人クラブ連合会への事業支援	クラブ数・会員数とも減少傾向にある老人クラブの活動のより一層の活性化を図るため、引き続き事業支援や県の広報媒体による広報等による支援を実施する。	1. 市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 2. 島根県老人クラブ連合会への事業支援
32	⑤権利擁護の推進	日常生活自立支援事業 (地域福祉課)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の実施 ・実施主体 県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等預かりサービス 定期的訪問による状態把握	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める。	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた。利用件数は伸びており、今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める。
		法人後見受任体制の整備 (地域福祉課)	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 県社協(受任は、市町村社協) ・後見業務の内容 身上監護、財産管理等	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行う。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行う。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目4. 障がいのある人						
33	①「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発	県地域生活支援事業 (障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進する事業を実施	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進する事業を実施
		障がい理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポーター研修の実施 ・「あいサポート企業・団体」の認定 ・新聞、ラジオなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・職員の行為に関する相談員1名を障がい福祉課に配置 ・法務局、労働局などを構成機関とし、島根県障がい者差別解消支援地域協議会を設置	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポーター研修の実施 ・「あいサポート企業・団体」の認定 ・新聞、ラジオなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・島根県障がい者差別解消支援地域協議会において相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化
	②障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進	人権・同和教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修の実施	1. 新任教職員研修219名 (特別支援教育) I 特別支援学校勤務 5月12日 II その他の校種勤務 9月30日	・新任教職員研修、教職経験6年目研修、同11年目研修の受講者を対象に、経験年数に応じて特別支援教育の推進について講義や協議を行い、特別支援教育について理解を深めるとともに特別支援教育を推進する意欲を高めることができた。	新任教職員研修 (特別支援教育) I 特別支援学校勤務 5月11日 II その他の校種勤務 9月29日
			2. 教職6年目研修 160名 (特別支援教育) 東部5月20日、西部5月19日	教職6年目研修 (特別支援教育) 東部5月19日、西部5月18日		
			3. 教職11年目研修 111名 (特別支援教育) 8月17日	教職11年目研修 (特別支援教育) 8月24日または25日		
			4. 新任講師等研修 松江4月14日(60名)、出雲4月21日(50名)、浜田4月13日(40名)、益田4月20日(40名)、隠岐5月11日(30名) (特別支援教育について)	・初めて県内の公立学校で講師として勤務する者を対象に、特別支援教育の推進について講義を行い、特別支援教育について理解を深めることができた。	新任講師等研修 松江4月26日(60名)、出雲4月21日(50名)、浜田4月20日(40名)、益田4月19日(40名)、隠岐5月17日(30名) (特別支援教育について)	
			5. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月27日(80名) (特別支援教育)	・新任の副校長、教頭を対象に特別支援教育の推進について講義、演習、協議を行い、管理職としての資質能力を高めることができた。	管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月26日(90名) (特別支援教育)	
			6. 管理職研修(新任校長) 5月13日(70名) (特別支援教育)	・新任の校長を対象に特別支援教育の推進について講義、演習、協議を行い、学校経営責任者としての資質能力を高めることができた。	管理職研修(新任校長) 5月19日(70名) (特別支援教育)	

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目4. 障がいのある人					
				7. ミドルリーダー研修 8月16日(40名) (特別支援教育)	・京都府総合教育センター人材育成支援室アドバイザー 後野文雄氏による講話「特別支援教育の視点からの学校経営」を行い、ミドルリーダーとして学校運営の中心的役割を担うための力量を高めることができた。	ミドルリーダー研修 8月16日～18日(40名) (特別支援教育)
		特別支援教育研修講座 (教育指導課) (教育センター) (新規)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修講座の実施	生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 ・高等学校における多様な支援ニーズに対応する教育実践講座(50名)9月9日 ・特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座(80名)8月18日 ・特別支援学級担任3年目研修(30)西部7月26日 東部8月1日	・特別支援教育の推進に向けた研修の実施することで、障がいのある児童生徒への支援の在り方について理解を深めるとともに、実践のためのスキルを高めることができた。	生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 ・児童理解と支援講座(80名)10月25日 ・特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座(80名)8月16日 ・特別支援学級担任3年目研修(30)西部7月26日 東部8月1日
35	③障がいの ある人の地域 での自立生 活の支援	県地域生活支援事業 (障がい福祉課)(再掲)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進する事業を実施	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	
		障がい者の雇用促進・安定 事業 (雇用政策課)	障害者雇用支援月間(9月)にあわせた広報啓発の実施及び、障がい者の一般就労を促進するため、障がい者雇用促進啓発の実施	1. 「障害者雇用支援月間」における広報 ・「雇用政策課HP」、「県民だより」への掲載 ・県政ラジオ、県政広報番組「しまね情報ステーション」での放送 ・県庁屋外電光掲示板に掲示 2. 島根県障害者ワークフェアへの協力 3. 障がい者雇用促進に係る広報資料作成とセミナーの開催	1、2、3いずれも成功裡に終えることができた。	1. 「障害者雇用支援月間」における広報 ・「雇用政策課HP」、「県民だより」への掲載 ・県政ラジオ、県政広報番組「情報カフェしまね」での放送 ・県庁屋外電光掲示板に掲示 ・県庁玄関に「障がい者雇用支援月間ポスター」原画作品のパネル展示 2. 島根県障害者ワークフェアへの協力 3. 障がい者雇用促進に係る広報資料作成と関係機関と連携したフォーラムの開催
			障がい者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力の開発による就職の促進	高等技術校での施設内訓練や企業等への委託職業訓練を実施 92名の訓練受講があった。 ・介護サービス科 3名 ・総合実務科 12名 ・その他委託訓練科 77名	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	訓練計画定員 99名 ・介護サービス科 7名 ・総合実務科 10名 ・その他委託訓練科 82名 パソコンやビジネスマナーを習得する座学の訓練科を西部地域においてはじめて実施予定。
		特別支援教育就学奨励事業 (特別支援教育課)	特別支援学校に通学する幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給	特別支援学校の児童生徒905人に支給した。	支給対象者について、適切に支給することができた。	特別支援学校の児童生徒に支給する
		市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目4. 障がいのある人						
		障がい者スポーツ振興事業 (障がい福祉課)	島根県障がい者スポーツ大会の開催。全国大会、中四国ブロック予選会への選手派遣及び選手強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会 10/22～24 第16回全国障害者スポーツ大会(岩手県) ・中四国ブロック予選会 5/14～6/12 開催県は各競技毎に持ち回り ・県大会 5/14 陸上、水泳 5/29 ボウリング 6/4 フライングディスク 6/11 卓球、アーチェリー 8/20 ソフトバレーボール、パドミントン、ボッチャ 10/2 グラウンド・ゴルフ、ソフトボール 	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会 10/28～30 第17回全国障害者スポーツ大会(愛媛県) ・中四国ブロック予選会 5/27～28(愛媛県) ・県大会 5/14 陸上 5/27 ボウリング・水泳 6/3 アーチェリー 6/4 フライングディスク 6/11 卓球 8/19 ソフトバレーボール 9/30 グラウンド・ゴルフ、ソフトボール 11/25 パドミントン、ボッチャ
	④権利擁護の推進	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課)	平成28年度新規事業。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、同大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	人権ユニバーサル事業 パラスポーツフェスタ(障がい者の人権) 日時:平成29年2月11日(土・祝) 場所:くにびきメッセ(松江市) 内容:講演会、啓発展示 来場者数:150人	来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。	平成29年度は人権ユニバーサル事業として「性的少数者の人権」と「外国人の人権」をテーマに講演会、パネルトーク、ワークショップなどを実施する。
		障がいを理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課)(再掲)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポーター研修の実施 ・「あいサポート企業・団体」の認定 ・新聞、ラジオなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・職員の行為に関する相談員1名を障がい福祉課に配置 ・法務局、労働局などを構成機関とし、島根県障がい者差別解消支援地域協議会を設置 	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセンジャーによるあいサポーター研修の実施 ・「あいサポート企業・団体」の認定 ・新聞、ラジオなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・島根県障がい者差別解消支援地域協議会において相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化
36		日常生活自立支援事業 (地域福祉課)(再掲)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める。	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた、利用件数は伸びており、今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める。
			<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等預かりサービス 定期的訪問による状態把握 			

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
		大項目Ⅱ各人権課題に対する取組				
		中項目4. 障がいのある人				
		法人後見受任体制の整備 (地域福祉課)(再掲)	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 県社協(受任は、市町村社協) ・後見業務の内容 身上監護、財産管理等	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行う。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。 今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行う。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
37	①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進	人権・同和教育地域推進ネットワーク事業連絡協議会(人権同和教育課)	地域の実態に即した人権・同和問題の解決策について、地域ぐるみで協議	県内5教育事務所ごとに開催 ○松江:1月25日(水)松江合庁 豪雪により中止 ○出雲:12月20日(火)出雲合庁 ○浜田:1月18日(木)浜田合庁 ○益田:12月1日(木)益田市人権センター ○隠岐:11月1日(金)隠岐合庁	各教育事務所の実態に応じた取組ができ、ネットワークづくりに役立った。庁内のネットワーク、同一市町村内のネットワークづくりに取り組んだ協議会もあり、実効的なネットワークが出来つつある。継続的な取組となるための意識化を図っていく必要がある。	県内5教育事務所ごとに開催 ○松江:12月22日(水)松江合庁 ○出雲:12月18日(月)出雲合庁 ○浜田:1月18日(木)浜田合庁 ○益田:12月5日(火)益田市人権センター ○隠岐:11月14日(火)隠岐合庁
		人権・同和問題を考える県民のつどい(人権同和教育課)	県民全体を対象として実施する人権・同和問題の解決のための講演会	・期日:10月16日(日) ・場所:大田市民会館 ・内容:講演と一人芝居「自他を大切に作る心～みんなで育てよう! 自尊感情を」 人権・同和教育啓発展 ・参加者:約750名	「しまね人権フェスティバル」と同時開催したことにより、多様な催し物への参加が可能となり研修・啓発が深まった。 市町村推進協議会からの参加者が減少傾向にあるので、趣旨説明の徹底も含め参加を促す働きかけを改めて行う必要がある。	・期日:10月15日(日) ・場所:安来市総合文化ホールアルテピア(安来市) ・内容:講演(ハンセン病問題)、人権・同和教育啓発展
		人権・同和教育研究促進事業(人権同和教育課)	地域の実態に即した人権・同和教育の促進を図るため、市町村同和教育推進協議会の連合体組織である島根県同和教育推進協議会に委託	松江ブロック…8月25日・島根県民会館・142名 出雲ブロック…11月1日・加茂文化ホール(雲南市)・124名 浜田ブロック…11月7日・石邑地域地場産業振興センター(江津市)・125名 益田ブロック…8月18日・益田市人権センター・益田市総合福祉センター・499名 隠岐ブロック…9月24日・西ノ島町立中央公民館・100名 内容:各会場とも講演と分散会	ブロック別の研究集会を開催することにより、各地域の多くの人権・同和教育推進者の学びを深めることができた。 委託事業として、今後も引き続き、島根県同和教育推進協議会連合体との連絡を密にし、趣旨に沿った内容の実施と参加を促していく必要がある。	松江ブロック…9月29日・安来市総合文化ホール(安来市) 出雲ブロック…11月1日・うらら館(出雲市) 浜田ブロック…11月6日・邑悠ふるさと会館(川本町) 益田ブロック…8月18日・益田市人権センター・益田市総合福祉センター 隠岐ブロック…10月23日・知夫村立知夫小中学校 内容:各会場とも講演と分散会
		人権教育指導資料作成事業(人権同和教育課)	学校教育、社会教育における人権教育の推進のための人権教育の基礎資料を作成	小学6年生が学んでいる同和問題の歴史を保護者に正しく理解していただくための保護者啓発リーフレット「知っていますか?子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を、県内の小学校6年生の保護者に配布した。	保護者啓発リーフレット「知っていますか?子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を活用して保護者研修を実施した小学校は全体の39%で、27年度と比べて5ポイント向上した(本課調査)。次年度以降も継続して配布していく必要がある。	保護者啓発リーフレット「知っていますか?子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を県内の小学校6年生の保護者全員に配布する。
		差別意識の解消に向けた教育の推進(教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め、共通理解に基づいて、ホームルーム活動や教科指導を中心として、同和問題や人権に関する学習を深めるように促す。また機会を捉えて適切な指導を行うように呼びかけた。 2. 教育センターによる学校訪問においては、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まるよう助言した。	校内研修を実施し、着実に成果を上げつつあるが、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。	1. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め、共通理解に基づいて、ホームルーム活動や教科指導を中心として、同和問題や人権に関する学習を深めるように促す。また機会を捉えて適切な指導を行うように呼びかける。 2. 教育センターによる学校訪問においては、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まるよう助言する。
		社会人権・同和教育指導者養成事業(人権同和対策課)(再掲)	各地域及び各種団体の指導者養成	1. 社会人権・同和教育基礎講座 ＜東部＞5/2・6/3・14(全3日間)・雲南合庁・27名 ＜西部＞5/31・6/8・16(全3日間)・ポリテクカレッジ島根(江津市)・39名 2. 社会人権・同和教育指導者専門講座 6/29・7/12・21・27(全4日間)・出雲合庁及び松江市菅田会館・27名 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 8/24・25・9/14・15(全4日間)・海士町開発総合センター・12名 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 9/21・10/13・11/1・30(全4日間)・大田まちづくりセンター・12名	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えてきている。県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まってきている。また、従来の隠岐地域の指導者養成研修と公民館研修を統合し隠岐講座を新設し、内容の充実と参加促進につながっている。 3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となった。	1. 社会人権・同和教育基礎講座 開催回数3回×2会場 参加見込み数60名 2. 社会人権・同和教育指導者専門講座 開催回数4回 参加見込み数30名 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 開催回数4回 参加見込み数10名 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 開催回数4回 参加見込み数10名

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
				4. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 H29.2.1・浜田合庁・16名	4. 中核指導者養成講座修了者の推進者としての実践について情報交換をしたり、学び直しをしたりする機会となっている。参加者が固定化する傾向にある。	4. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 開催回数1回 参加見込み数20名
				5. 公民館等人権・同和教育関係者研修 松江: 10/25・松江合庁・21名 出雲: 10/4・出雲合庁・33名 大田: 9/27・大田市民センター・36名 浜田: 9/1・浜田合庁・22名 益田: 9/6・益田市人権センター・31名 計(5会場)	5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が厳しい市町もあり、市町とより連携した取組が必要である。	5. 公民館等人権・同和教育関係者研修 県内5会場 参加見込み数170名
				6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8/28・松江合庁・85名(9女性団体)	6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。しかしながら、事務局を担当することが厳しい団体もあり、運営方法を検討していく必要がある。	6. 人権・同和問題を考える女性の集い 参加団体数9団体 参加見込み数90名
				7. 同和問題青年団体研修 12/11・出雲市湖陵コミュニティセンター・26名(6青年団体)	7. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。	7. 同和問題青年団体研修 参加団体数6団体 参加見込み数30名
38	②就労問題への取組	学卒者等の職業訓練事業 (雇用政策課)	若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にすることにより雇用の安定を図る。	県立高等技術校において公共職業訓練を実施	今後も若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にすることにより雇用の安定を図る。	県立高等技術校において公共職業訓練を実施
		離転職者等の職業訓練事業 (雇用政策課)	新たな職業に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練を実施し、離転職者等の円滑な再就職を支援する。	県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施	離職者訓練の実施により多くの方の就職に繋がった。 引き続き離職者の就職促進に繋がる離職者訓練を実施していく。	県立高等技術校において公共職業訓練を実施

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画	
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組							
中項目5. 同和問題							
39	③進路保障・就学援助への取組	進路保障に係る推進会議 (人権同和教育課)	同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒の進路保障の取組を進めるために、協議や情報交換の実施	・対象:各教育事務所人権・同和教育担当者 人権・同和教育専任教員、人権・同和教育指導員 ○4月 7日(木)会場:県教育庁 ○2月24日(金)会場:県教育庁	進路保障についての理解を深めるとともに、連携を図るための具体的な情報を提供することができた。 また、市町村担当者を対象とし実施している島根県進路保障推進協議会では、人権教育指導資料第2集「しまねがめざす人権教育」で示した人権教育の在り方についての講義、および協議を通じて、市町村教育委員会との連携を深めることができた。 今後も、各学校の進路保障の充実を図るため、行政機関間の連携や各市町村教育委員会内での学校教育・社会教育の連携推進を支援していく必要がある。	・対象:各教育事務所人権・同和教育担当者 人権・同和教育専任教員、人権・同和教育指導員 ○4月 6日(木)会場:県教育庁 ○2月23日(金)会場:県教育庁	
		島根県進路保障推進協議会 (人権同和教育課)		・対象:市町村人権・同和教育担当者等 ○4月28日(木)会場:あすてらす ○6月22日(水)会場:隠岐教育事務所			・対象:市町村人権・同和教育担当者等 ○4月28日(金)会場:あすてらす ○6月23日(金)会場:隠岐教育事務所
		進路保障に係る市町村訪問 (人権同和教育課)		すべての市町村で、人権・同和教育担当者との連絡調整会議を開催した。			すべての市町村を訪問し、人権・同和教育担当者との連絡調整会議を開催する。
		進路保障推進事業(体験活動・交流活動) (人権同和教育課)	同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒に対する進路保障のための体験活動や交流活動の実施	4つの教育事務所管内で14事業を実施した。			学習支援や体験活動、交流活動等を行い、同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒及び保護者と教職員が信頼関係を深め、学習指導、生徒指導、進路指導等の進路保障の取組の充実強化につながった。今後も活動の工夫を行っていく必要がある。
40	④生活環境への取組	地方改善施設整備費補助金 (厚生労働省) (人権同和対策課)	生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が設置する共同施設の整備に要する費用の一部を補助し、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。	地区道路整備事業 1件 / 国庫補助申請額 10,500千円	地区道路整備事業により道路改良を行った地域の交通利便性は大きく向上し、生活環境の改善につながった。今後もニーズの高い地域において同事業の実施を図る。		
	⑤産業振興への取組	起業家スクール開催事業 (産業振興課)	起業のために必要な基礎知識などを学ぶスクール(連続講座)について、公募・提案協議により委託先を選定し開催する。	1. 実施団体(委託先) NPO法人Gassho 2. 開催日時 浜田会場:7月1日(金)~11月4日(金)(全13回) 松江会場:7月2日(土)~11月5日(土)(全13回) 3. 会場 島根県信用保証協会、テクノアークしまねほか 4. 講師 島根県信用保証協会 大野浩伸氏など 5. 内容 各回のテーマ:「起業家精神」、「事業計画を学ぶ(考える・組み立てる)」、「ビジネスプラン 発表会」など 6. 受講料 2万円	平成28年度、第17期起業家スクールは22名(松江会場14名、浜田会場8名)が修了。事業計画作成、プレゼンテーション等、起業・創業に向けてのスキルの習得とともに、ネットワークを構築できる場を受講生に提供した。 今後とも、対象者のニーズ把握を行い、内容の充実に努めたい。	1. 実施団体(委託先): (東部地域:松江会場)島根県商工会連合会 (西部地域:浜田会場)株式会社Woman's 2. 開催日時 松江会場:9月12日(火)~11月25日(土)(全9回) 浜田会場:10月6日(金)~2月4日(日)(全12回) 3. 会場 島根県商工会館、サンマリン浜田、島根県信用保証協会ほか 4. 講師 ひろしまネクストパートナーズ 吉田英憲氏など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングの基礎知識」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 1万円	

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
41		中小企業等経営革新支援 (中小企業課)	経営革新計画の策定にあたっての相談、計画の承認、承認後に各種の支援策の紹介を通じて経営革新の支援の実施 中小企業者等が、商工会議所、商工会等の助言・支援を受けて、当該企業独自の経営革新計画を策定し、県がその計画を承認 承認後、当該企業は低利融資等の支援策を受けながら、上記計画を実行 承認から1～2年以内に、県は、当該企業の状況調査を行い、計画の実効性が高まるよう助言等を実施 また適宜、他の支援機関と連携しながら、企業の相談に応じ、企業の経営力の向上に資するよう助言・支援 H23年度からは「経営革新計画支援事業助成金」(県単:H26年度から「経営革新計画支援助成金」)により、計画実施に要する経費を一部助成することで取り組みを支援	・対象者 経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に 取り組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時 ・実績経営革新計画承認件数 93件	H28年度の承認件数は、事業承継新事業活動支援助成金の優遇措置もあり、対前年度比で138%増加(39件→93件)し、各企業の新たな取り組みを後押しをする一定の成果はあった。 今後も継続して新たな案件の掘り起こしを行っていく必要がある。	・対象者 経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取り組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時
41		事業継続力強化アドバイザー派遣事業 (中小企業課) (土木総務課)	経営力の強化や事業承継などについて、経営に関する専門的なアドバイスを必要としている中小企業者にアドバイザーを無料で派遣	1. 実施機関 商工会議所、商工会、商工会連合会 2. 派遣実績 派遣先企業数293件(延べ派遣数1,056回) (うち建設業対策分 40件(延べ派遣数112回))	各企業の課題に応じた専門家の派遣により、効果的かつ計画的な経営改善への取り組みを支援することができた。 建設業の異分野進出や経営改善等に貢献した。 事業の成長発展への支援のみならず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等に取組む事業の持続的発展への支援を図っていく。	実施機関 商工会議所、商工会、商工会連合会 異分野進出や経営改善及び事業承継に係る取組について支援を行う。
		担い手育成緊急地域対策事業 (農産園芸課)	経営の零細な農家が多く占める地域(担い手育成緊急地域)の活性化を図るため、経営構造コンダクターを配置する(委嘱)とともに、新規作物や新技術の導入等、農業経営の改善に向けた取り組みの実施	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 114日/年 経費負担 コンダクターの person 費及び活動経費を負担 2. 実証圃の設置 1カ所	平成22年度から県単事業「地域農業経営確立支援事業」に組み替えて継続実施。 栽培作物を組み合わせることで、冬の労力も活用した実証に取組み、経営の安定を図っている。今後は経営規模や販路の拡大も検討しながら、さらに経営の安定を図る取り組みを行う必要がある。	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 114日/年 経費負担 コンダクターの person 費及び活動経費を負担 2. 実証圃の設置 1カ所
		新農林水産振興がんばる地域応援総合事業 (農産園芸課)	「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」における戦略的行動計画(=戦略プラン)に基づき、地域が主体となって行う多彩な取り組みの支援 1. 事業対象 ①農林水産戦略プラン推進対策 ②農業・農村戦略プラン推進対策 ③森林・林業戦略プラン推進対策 ④水産戦略プラン推進対策 2. 実施主体 農林漁業者の組織する団体、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、NPO法人、その他知事が認める団体他 3. 補助率 ソフト 1/2以内・定額 ハード 1/3以内・定額	平成28年3月に「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の第3期戦略プラン(期間:28～31年度)が策定されたことに伴い、新規プロジェクトの推進に寄与する取り組みを支援するため、補助事業メニューの一部を変更した。 1. H28年度決算額 182,044千円 2. 事業実施主体数 約154主体(延べ数)	農林水産戦略プラン推進対策においては、各地域から提案のあった地域プロジェクトについて、効率的かつ適正な執行と公正で透明な事業運営の確保並びに事業効果に関する意見を聞くため、評価委員による事業評価を行っている。また、平成28年度からは、地域プロジェクトの進行管理との一体的執行や事務の迅速化・効率化を図るため、事業採択・補助金交付決定などの権限を隠岐支庁及び農林振興センターへ移譲した。 新がんばる事業全般としても、今後も一層の事業効果が得られるよう、関係機関との連携を深めながら事業を進めていく必要がある。	平成28年3月に策定された「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の第3期戦略プラン(期間:28～31年度)に基づく、新規プロジェクトの推進に寄与する各地の取り組みを補助事業により支援を行う。 1. H29年度予算額 224,500千円 2. 事業実施主体数 約180主体(延べ数)

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
42	⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	同和対策推進事業 (人権同和対策課)	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助	1. 隣保館への運営費補助 対象: 7市町 10隣保館 2. 隣保館以外での隣保事業への補助 対象: 10市町(隣保館を設置する4市町を含む)	運営費補助により、市町村が隣保館等で行う隣保事業の円滑な運営や事業の充実等に大きく寄与した。	1. 隣保館への運営費補助 対象: 7市町 10隣保館 2. 隣保館以外での隣保事業への補助 対象: 10市町(隣保館を設置する4市町を含む)
43	⑦えせ同和行為の排除	えせ同和行為対策事業 (県警組織犯罪対策課)	えせ同和行為対策関係機関との連携強化、及びえせ同和行為の排除に関する広報・相談活動の実施	1 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 ・(公財)島根県暴力追放県民センターと随時情報交換を実施した。 ・えせ同和行為対策関係機関連絡会(平成28年12月13日)に出席し、関係機関と情報交換を実施した。	連絡会等において関係機関との情報交換を実施し、特に行政機関を対象とする各種講習会等において、アンケート調査結果及びえせ同和行為被害の類型を説明し、不当要求行為等への対応要領の指導を行うことで、えせ同和行為への対策を図った。 今後も引き続き、関係機関と緊密に連携して有益な情報交換を行い、講習会等の開催を推進して、えせ同和行為の認知度を高め、対応要領を向上させることで被害防止に努める。	1 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 2 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り 3 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化
				2 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り えせ同和関係の相談及び事件認知なし 3 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化 不当要求防止に関する講習会等 34回実施、1297人が受講		
		えせ同和行為の排除 (人権同和対策課)	えせ同和行為排除についての協力依頼	1. 庁内各課・地方機関への協力依頼 2. 市町村等への情報提供 リーフレット等の配布により実施 3. えせ同和対策関係機関連絡会への参加	本課へのえせ同和行為報告件数はH22年度以降0件であったが、H27年度は5件の報告があった。県・市町村においてはえせ同和行為に対し適切に対処しているところではあるが、今後も引き続き啓発を継続していく。	1. 庁内各課・地方機関への協力依頼 2. 市町村等への情報提供 リーフレット等の配布により実施 3. えせ同和対策関係機関連絡会への参加

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目6. 外国人						
44	①外国人住民への理解啓発の推進	しまね多文化共生推進事業(文化国際課)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. しまね人権フェスティバル等イベントへの出展、広報 2. 日本語教室の運営支援 外 (下記②多文化共生社会づくりの推進、④外国人のための相談体制の充実に記載)	イベントの出展や相談等の各事業を通じて、関係機関や参加者に対し、外国人住民への差別・偏見解消のための理解推進を図った。今後とも、あらゆる機会を通じて理解啓発活動を充実させる必要がある。	1. しまね人権フェスティバル等イベントへの出展、広報 2. 日本語教室の運営支援 外 (下記②多文化共生社会づくりの推進、④外国人のための相談体制の充実に記載)
		差別解消に向けた教育・啓発の推進(教育指導課)	研修及び平素の教育活動のなかで実施	1. 担当者や管理職に対する研修を実施し、外国人が直面する諸問題に対する理解を深め、共に生きることのできる国際社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の両面での指導力の向上を図った。 2. ホームルーム活動や教科・科目の指導の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援。 3. 海外からの留学生を迎える学校や、海外への修学旅行・研修旅行を実施する学校においては、留学生との交流や訪問国の言語や文化を知り現地の高校生等と交流すること等を通じて、国際理解教育を一層進めるよう促した。	1. 校内研修を実施し、着実に成果を上げつつあるが、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。 2. 研修等とおして教員の理解と指導力向上を図ったが、今後も継続する必要がある。 3. 各学校においては、事前学習で交流の意義や方法、留意点について指導がなされ、充実した交流学習が行われた。	1. 校内研修や管理職に対する研修を実施し、外国人が直面する諸問題に対する理解を深め、共に生きることのできる国際社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の両面での指導力の向上を図ることを目指す。 2. ホームルーム活動や教科・科目の指導の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援。 3. 海外からの留学生を迎える学校や、海外への修学旅行・研修旅行を実施する学校においては、留学生との交流や訪問国の言語や文化を知り現地の高校生等と交流すること等を通じて、国際理解教育を一層進めるよう促す。
45	②多文化共生社会づくりの推進	人権ユニバーサル事業(人権同和対策課)(再掲)	平成28年度新規事業。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、同大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	(4)人権ユニバーサル事業 ①多文化共生フォーラム(外国人の人権) 日時:平成28年11月5日(土) 場所:くにびきメッセ(松江市) 内容:講演会、パネルトーク、多文化共生パネル展 来場者数:100人	来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。	人権ユニバーサル事業 おやこ多文化ひろば 日時:平成29年12月10日(日) 場所:サンレディーおおだ(大田市) 内容:多言語対応紙芝居、通訳付きベビーマッサージ体験、ワークショップ、啓発展示
		しまね多文化共生推進事業(文化国際課)(再掲)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. 日本語教室の運営支援 2. 災害時サポーター養成講座の実施 外国人住民の災害に対する意識の向上、災害時に外国人住民を言語・翻訳面でサポートするボランティアの確保・増員を図るため、市町村等と連携しながら開催した。 ・東部 2月19日(受講者37人) ・西部 11月20日(受講者24人)	当該年度の日本語教室開設状況をとりまとめ、情報提供に努めた。今後も定期的に情報更新をしていく必要がある。 外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員にもつながった(受講者のうち13名が新規に登録)。	1. 日本語教室の運営支援 2. 災害時サポーター養成講座の実施
46	③外国人のための労働環境の整備	外国人労働者問題啓発事業(雇用政策課)	外国人労働者問題啓発月間(6月)にあわせた広告啓発	広報紙等による意識啓発 ・市町村・関係機関へのリーフレットの配布	外国人労働者の不法就労、研修生・技能実習生の適正就業等の問題を広く県民に広報し意識啓発に努めた。 今後とも引き続き広報に努める必要がある。	広報紙等による意識啓発 ・市町村・関係機関へのリーフレットの配布
47	④外国人のための相談体制の充実	しまね多文化共生推進事業(文化国際課)(再掲)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	外国人地域サポーターの配置 ・サポーター数:2個人4団体(松江市、浜田市、出雲市、大田市、雲南市、益田市) ・活動実績:181件 ・活動内容:外国人住民への情報提供、外国人住民の現状、ニーズ把握、相談窓口の紹介、同行支援等	複雑・深刻な内容の相談が増えており、それぞれ外国人地域サポーターと市町村・関係機関との連携により支援を行った。今後も地域と密着した支援が必要である。	外国人地域サポーターの配置 多言語による相談員の配置

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
<p>大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組</p> <p>中項目7. 患者及び感染者等</p>						
48	①ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進	ハンセン病に関する普及啓発事業 (健康推進課)	ハンセン病にかかる普及啓発活動	1 県内での街頭キャンペーン、公共施設等でのパネル展示の実施 街頭キャンペーン:平成28年6月29日 2 小学校高学年を対象とした副読本の配布	ハンセン病問題への正しい理解はある程度広まってはいるものの、さらに広げ、かつ深めるため、島根県藤楓協会と協働して普及啓発活動を引き続き行うとともに、市町村との連携を図ることや民間団体への支援によって、より効果的な普及啓発ができる体制づくりを進める必要がある。	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビーでの啓発展示 小学校高学年を対象とした副読本の配布
		②HIV感染者等に対する差別・偏見を正すための教育・啓発の推進	エイズ対策特別促進事業 (薬事衛生課)	1. エイズに対するいたづらな不安や偏見・差別を払拭し、正しい理解と認識を深めるための啓発事業の実施 2. 感染症に関する情報提供及び中高生を対象としたエイズ出張講座の開催により、正しい知識の普及・啓発		1. エイズ出張講座 対象者:中・高校生 内容:保健所の医師・保健師による講座の実施 2. 世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者:県民一般 内容:街頭キャンペーン、リーフレットの配布、相談及び検査 3. HIV検査普及週間(6月1日～7日) 内容:普及週間に合わせた相談及び検査
49		教職員研修事業 (保健体育課)	健康教育(学校保健)研修の実施	1. 健康教育研修 ①内容:講義:保健主事の役割、望ましい生活習慣(ライフスキル) 演習:歯科衛生、臓器移植等について ②対象:浜田・益田教育事務所管内の小中学校及び県立学校養護教諭及び養護助教諭 ③場所・日時:浜田-浜田教育センター(6月29日)、益田-益田合庁(6月30日) 2. 養護教諭研修 ①内容:健康課題の現状と対応、中央研修報告、学校におけるアレルギー疾患への対策等 ②対象:松江・出雲・隠岐教育事務所管内の小中学校及び県立学校教員 ③場所・日時:松江・隠岐-松江合同庁舎(7月15日)、出雲-出雲合同庁舎(7月14日)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> HIVに関する研修内容ではないため、削除 </div>	
		③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症予防体制整備事業 (薬事衛生課)	感染症の患者に良質かつ適正な医療を提供することで、患者の早期の社会復帰を図る		1. 正しい知識の啓発資料等の作成 結核予防週間(9月24日～30日) ・街頭キャンペーン:リーフレットの配布 ・研修会等 ・媒体を活用した啓発 世界結核デー(3月24日) ・啓発

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
50	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組 中項目7. 患者及び感染者等			<p>肝臓週間(7月27日～8月2日) 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査 委託医療機関実施 保健所実施 肝炎相談(保健所実施)</p> <p>2. 感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担</p>	<p>ウイルス性の肝炎については、肝硬変や肝がんに進行しないよう、早期発見により治療につなげる必要がある。そのため、誰もが一生に一度は検査を受けていただくよう周知し、また、感染者に対する差別をなくすため、ウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図る必要がある。</p> <p>感染症患者に対する医療費の公費負担を適切に実施する。</p>	<p>肝臓週間(7月24日～7月30日) 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査 委託医療機関実施 保健所実施 肝炎相談(保健所実施)</p> <p>2. 感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担</p>
	④難病患者等への支援	講演会開催・難病医療研修事業(難病患者に対する正しい知識の啓発)(健康推進課)	<p>難病フォーラム</p> <p>難病医療研修事業</p>	<p>○難病フォーラム 日 時:平成28年10月23日 場 所:出雲市役所(くにびき大ホール) 参加者:212人(一般住民、患者・家族、民生児童委員、ボランティア、保健医療福祉関係者) 内 容:講演、患者・家族の体験発表、活動報告、アトラクション 等</p> <p>○難病医療研修事業 対 象:医療関係者等 日 時:①平成28年10月19日(参加者:26名) ②平成28年10月24日～11月1日のうち5日間(実習)(参加者:9名) ③平成29年2月25日(参加者:64名) 場 所:国立病院機構松江医療センター 等 内 容:難病に関する専門研修</p>	<p>・地域住民及び関係者と協働で企画・開催。 ・参加者:212人 ・引き続き多くの人に難病の正しい理解を深めてもらうことが必要。</p> <p>医療関係者に対して難病に関する基礎知識及び制度等についての研修会を開催。病棟実習も実施(集合研修2日、実習5日間) 今後も最新の知見について習得する場を確保する必要がある。</p>	<p>○難病フォーラム 日 時:平成29年10月 場 所:県央保健所管内 内 容:講演、体験・活動発表、患者・家族会活動等の展示 対象者:一般住民、難病患者・家族、ボランティア、保健医療福祉関係者 等</p> <p>○難病医療研修事業 対 象:医療関係者等 日 時:①平成29年10月18日 ②平成29年10月19日～11月7日のうち5日程度(実習) ③平成31年2月 場 所:国立病院機構松江医療センター 等 内 容:難病に関する専門研修</p>
52	⑤インフォームド・コンセントの普及	医療安全支援センター事業(医療政策課)	医療に関する相談や医療安全に関する情報提供、医療安全に関する研修の実施など、医療安全に関する意識啓発の実施	患者・住民からの苦情や相談への対応	苦情と相談をあわせ428件に対応した。	患者・住民からの苦情や相談への対応
			医療安全施策の普及・啓発	医療安全施策の普及・啓発	医療安全研修会の開催 平成28年10月8日 パルメイト出雲 基調講演、パネルディスカッション 参加者 医療関係者 など	研修会の実施を通じて、普及啓発をすることができた。 今後も継続した取り組みが必要である。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目8. 犯罪被害者とその家族						
53	①広報・啓発の推進	被害者支援講演会の開催 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等の置かれている状況について県民の理解と配慮の促進を図るため、犯罪被害者等による講演会の開催	1 被害者支援講演会の開催 (1) 日時:7月27日(水) 場所:松江市 市町村振興センター 講師:麻上香雪氏 参加人数約20人 (2) 日時:11月5日(土) 場所:松江市 島根県民会館 講師:川名壮志氏 参加人数約150人 (3) 日時:11月14日(月) 場所:松江市 県職員会館 講師:廣瀬小百合氏 参加人数約70人 (4) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」15回 (5) 日時:1月17日(火) 場所:出雲医療福祉専門学校 講師:三浦由美子氏 参加人数約70人	犯罪被害者等の置かれている状況について、県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の声に耳を傾けることは重要であり、講演会の開催を通じて、社会全体で被害者を支える気運の醸成を図った。今後も被害者等の講演会や中高生を対象として「命の大切さを学ぶ教室」等の被害者支援講演会を開催するため、平成29年度は各中学・高校に希望調査を行い、年間15回の計画を策定した。	1 被害者支援講演会の開催 (1) 日時:7月5日(水) 市町村振興センター 講師:中谷加代子氏 参加人数約30人(予定) (2) 日時:10月21日(土) 場所:松江市 島根県民会館 講師:本郷由美子氏 参加人数約100人(予定) (3) 日時:11月7日(火) 場所:松江市 県職員会館 講師:廣瀬小百合氏 参加人数約70人 (4) 日時:11月9日(木) 場所:松江市 島根県立図書館 講師:江角由利子氏 参加人数約20人 (5) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」15回
		犯罪被害者週間における啓発活動の実施 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	「犯罪被害者週間」において、被害者支援に対する県民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・11/4～11/20までの間、県立図書館で犯罪被害者のパネル展示及び関連図書の展示・貸出しイベント実施 ・10/29 出雲医療福祉専門学校 ・11/26 サンチェリパホール(交通安全大会/雲南) ・11/19 海士町産業文化祭 等11箇所 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) 11/25 JR松江駅 11/25 ラピタ本店(出雲市) 等 3 その他 (1) 警察音楽隊コンサートにおける広報 12/23 島根県民会館 1,500人 1/22 イングリッシュガーデン 400人 (2) しまね人権フェスティバル2016でのブース開催広報/パネル展示 10/16 大田市民会館 200人	啓発パネルの展示、街頭啓発活動、警察音楽隊や大学生音楽サークルのコンサートにおける広報活動により県民の理解を深めるための啓発を行った。今後も広く県民の理解を深めるため、犯罪被害者週間期間中に東西部の偏りの無い開催に努める。	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・11/3～12/6までの間、県立図書館で犯罪被害者支援パネル展示、関連図書の展示、講演会実施予定 ・ミニ生命のメッセージ展(10/21(土)10:00～17:00、10/22(日)10:00～16:00) 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) 3 その他 (1) 警察音楽隊コンサートにおける広報 12/23 島根県民会館 (2) しまね人権フェスティバル2017でのブース出展、パネル展示 10/15 安来市総合文化ホール アルテピア(安来市) 200人
		②相談窓口の設置	各種相談窓口の広報・周知 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等に対する総合窓口や各種相談窓口の広報・周知により、利用の促進	1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動 (各駅・大型ショッピング施設等) 11/25 JR松江駅 11/25 ラピタ本店(出雲市) 等 4 警察音楽隊コンサートにおける広報 12/23 島根島根県民会館 1,500人 1/22 イングリッシュガーデン 400人	様々な機会を通じて、消費とくらしの安全室に設置の犯罪被害者等支援総合窓口ほか、各種相談窓口を広報・周知しており、今後も継続して実施する。
54	③支援体制の整備 (ア)犯罪被害者等への支援活動の推進	犯罪被害者等への支援活動の推進 (県警広報県民課)	捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、各種施策の推進	1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 98件 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング支援の実施 4人10回	犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するための各種施策を推進した。今後も継続して支援活動を推進し、捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。	1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング支援の実施

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画		
大項目Ⅱ各人権課題に対する取組								
中項目8. 犯罪被害者とその家族								
55				3. 初診料、診断書料等の公費支出 36件		3. 初診料、診断書料等の公費支出		
				4. 司法解剖遺体の搬送に係る給付金の支給 1件		4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出		
				5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 0件		5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出		
				6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 5件		6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保		
				7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 0件		7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出		
				8. 「被害者の手引」の交付による情報提供活動		8. 「被害者の手引」の交付による情報提供活動		
				9. 警察署における霊安室備品の整備～7～8月実施		9. 警察署における霊安室備品の整備～7～8月実施		
				10. 性犯罪被害者用代替着の整備～6月実施		10. 性犯罪被害者用代替着の整備		
				11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話貸出し		11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話貸出し		
				犯罪被害者等への心情を理解するため、警察職員に対する教養や研修の実施		1. 被害者支援専科の実施 9/5～9(5日、12人) 2. 各種専科教養における授業の実施 13回225人 3. 専科における被害者遺族講演会の開催 9/7 70人 4. 研修会への参加(他機関開催) 9/30～10/2 全国フォーラム1人参加 5. 巡回教養の実施 2月中に10警察署において実施	犯罪被害者等による講演会を開催し、警察に対する思いや要望を聞くなど理解を深めた。今後も専科等において犯罪被害者等による講演会を開催するなど、教養や研修に努める。	1. 被害者支援専科の実施 9月4日から8日(5日、13人) 2. 各種専科教養における授業の実施 3. 専科における被害者遺族講演会の開催 9月5日 110人 4. 研修会への参加(他機関開催) 10月6日～7日 全国フォーラム1人 5. 巡回教養の実施 5月中に12警察署において実施

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目8. 犯罪被害者とその家族						
56	③支援体制の整備 (イ)関係機関・団体との連携強化	関係機関・団体との連携強化 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	民間支援団体に対する支援	1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助 ～支援自動販売機設置 8台698万円、 日本財団預保納付金獲得 298万円 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・犯罪被害者等支援普及啓発業務を委託(知事部局委託料85万円) ・犯罪被害者支援業務を委託(警察委託料444万円)	島根被害者サポートセンターに対し、委託料・補助金により財政的支援を行ったほか、ボランティア養成講座へ講師を派遣するなど、人的支援を行った。「犯罪被害者等早期援助団体」として、今後も犯罪被害者等が途切れることのない支援を受けることが出来るよう、引き続き支援を行うほか、情報提供を行っていく。また、日本財団からの助成金を獲得し、充実した支援ができるよう援助する。	1. 民間被害者支援団体「(公社)島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助 ～支援自動販売機設置、日本財団預保納付金獲得 423万円 2. 「(公社)島根被害者サポートセンター」に対し、 ・犯罪被害者等支援普及啓発業務(広報啓発、講演会の開催等)を委託(知事部局委託料85万円) ・犯罪被害者支援業務を委託(警察委託金444万円)
			関係機関・団体との連携強化	1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 台風による中止に伴い、構成機関団体等のシミュレーション訓練を実施 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 11/14 総会の開催 犯罪被害者遺族による講演会の開催 講師:廣瀬小百合氏 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 8地区ネットワークで総会開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議の開催 7/27 実施 講師:麻上香雪氏	被害者支援ネットワーク8地区で総会を開催し、連携強化を図った。また、事例検討等を実施し、各関係機関との連携強化を図った。平成29年度は、島根県被害者支援連絡協議会や市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議で、関係機関の連携強化、犯罪被害者等支援条例の制定に向けた気運の醸成等を図るため、被害者遺族の講演を予定している。	1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 10/3 シミュレーション訓練の実施 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 11/7 総会の開催 犯罪被害者による講演会の開催 講師:鴻巣たか子氏 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議の開催 7/5 実施 講師:中谷加代子氏

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目9. 刑を終えて出所した人等						
57	9. 刑を終えて出所した人等	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	各人権課題の1つとして今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
中項目10. インターネットによる人権侵害						
58	10. インターネットによる人権侵害	情報通信メディアを利用した差別事象への対応(人権同和対策課)	インターネットを利用した差別事象への対応	差別的な情報があれば、関係機関等と連携して削除依頼などの対応を実施	各人権課題の1つとして今後も取り組んでいく必要がある。	差別的な情報があれば、関係機関等と連携して削除依頼などの対応を実施
		人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供		啓発資料の整備・提供
中項目11. 性同一性障害者の人権						
59	11. 性同一性障害者の人権	人権啓発事業(人権同和対策課)(再掲)	差別や偏見をなくすための啓発活動の推進	講演や資料展示などを実施	地域団体と連携を図りながら今後も啓発に取り組んでいく必要がある。	講演や資料展示などを実施
		人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供		啓発資料の整備・提供
中項目12. 様々な人権課題						
60	①プライバシーの保護	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
61	②「ひのえうま」などの迷信	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
62	③アイヌの人々	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
63	④北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(総務部総務課)	啓発資料・電光掲示板による周知・広報	1. 啓発資料による周知・広報(継続実施) 「拉致問題に関するポスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出 2. 電光掲示板による周知・広報(12/10~16) 県庁前の電光掲示板により、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を県民にアピール 3. 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか) 4. 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付 5. 新聞広報 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載	各種活動を実施することにより、県民に対して着実な啓発を行った。 拉致問題解決に向けて、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	1. 啓発資料による周知・広報(継続実施) 「拉致問題に関するポスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出 2. 電光掲示板による周知・広報(12/10~16) 県庁前の電光掲示板により、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を県民にアピール 3. 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか) 4. 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付 5. 新聞広報 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載
			ブルーリボン運動	6. 拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示であるブルーリボンの着用を呼びかけ		
64	⑤ホームレスの人権	生活保護制度の活用(地域福祉課)	最低生活の保障と自立助長	実施機関である各福祉事務所において、生活保護制度による、個々の状況に応じた必要な個別支援、相談対応を実施した。 住宅を失った方20世帯27人について生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を利用して当面の住まいを確保し、その後生活保護適用となった。	ホームレス状態においても、必要な方には生活保護の適用を行う等の対応が必要であり、今後も継続した取組を行っていく。	実施機関である各福祉事務所において、生活保護制度による、個々の状況に応じた必要な個別支援、相談対応を行う。 引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業(松江市)とも連携した支援に取り組む。 また、一時生活支援事業の周知を図り、事業の実施への働きかけを行う。

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
65	⑥人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応	人身取引事犯対策事業(県警生活環境課)	関係機関との連携の強化	1 関係機関との連携強化 入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進	例年開催している「外国人問題対策連絡協議会」、「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」等の会議等を通じ、入国管理局及び労働局等の関係機関と情報交換を行い、関係強化を図った。 今後も関係機関相互の連携を密にし、連携強化を図る。	1 関係機関との連携強化 入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進
			警察職員に対する教養	2 警察職員に対する教養 専科教養、巡回教養等の実施	職員に対し、被害者保護上の留意事項等、人身取引事犯に関する執務資料を作成、配布するとともに、専科教養の機会を通じて教養を実施した。 人身取引事犯に対する適正な対応を図るため、今後も職員に対する指導教養を推進する。	2 警察職員に対する教養 専科教養、巡回教養等の実施
			広報啓発の推進	3 広報啓発の推進 各種講演や講習会等において人身取引防止のための広報啓発の推進	警察庁・関係機関等で作成された人身取引に関する広報ポスター及びリーフレットを警察署へ配布し、各種講習会等における広報啓発活動に利用したほか、外国人を雇用する事業所等において、雇用主や外国人従業員に対する教養を行った。 今後もあらゆる機会、媒体を活用し、広報啓発活動を推進する。	3 広報啓発の推進 各種講演や講習会等において人身取引防止のための広報啓発の推進
66	⑦日本に帰国した中国残留邦人とその家族	中国帰国者帰国後自立促進事業(高齢者福祉課)	支援関係者、関係機関との連携の強化	市町村援護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換を実施。 支援給付制度は生活保護に準ずる制度であり、該当市町村の福祉事務所が所管しているため、5月に開催された生活保護新任職員研修(地域福祉課主催、人権尊重に関する研修を含む)に参加し、市町村援護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報共有を図った。	市町村との連携を進め、今後も支援給付制度の適正な運用等、支援体制の強化を図っていく。	市町村援護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 関係市町の施行事務監査実施予定
67	⑧性的指向(同性愛など)に係る問題	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
68	⑨その他の人権課題	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供

(様式2)

人権施策推進計画 H28年度事業実施状況及びH29年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成28年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成29年度実施計画
大項目Ⅲ施策の推進						
69	1. 推進体制とフォローアップ	人権施策推進事業(人権同和対策課)	人権施策推進基本方針に掲げる施策の進行管理を行うことにより、その実効性を確保し、もって、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「人権施策推進計画」の策定とその進行管理 平成27年度事業の実施状況及び28年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会へ報告 引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ県職員全体の人権意識の向上を図る。 人権教育・啓発事業の参加者を増やすため、引き続き公民館や商工団体に協力を求める。 県民意識を把握・分析し、今後の人権施策推進の基礎資料とするため、人権問題に関する県民意識調査を実施した <p><調査概要> 住民基本台帳に記載のある県内に居住する満18歳以上の男女2,000人 郵送法 調査期間 平成28年9月23日～10月14日</p> <p><調査結果> 有効回収数(率) 1,088枚(54.4%) 調査結果の概要をホームページに掲載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策推進協議会において、各分野の有識者から意見をいただき、今後の人権施策推進の参考とした。 職場研修推進員に人権施策の概要を理解させた。 人権問題に関する県民意識調査結果を人権施策推進基本方針の基礎資料とする <p>とともに、効果的な研修・啓発に役立てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「人権施策推進計画」の策定とその進行管理 平成28年度事業の実施状況及び29年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会に報告を行う。 引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ県職員全体の人権意識の向上を図る。 人権教育・啓発事業の参加者を増やすため、引き続き公民館や商工団体に協力を求める。
70	2. 国や市町村との連携・協力	関係機関との連携(人権同和対策課)	国・市町村との連携を強化するための体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 社会人権・同和教育市町村訪問 ・10/11(火)松江市 ・9/7(水)益田市 ・11/28(月)大田市 ・9/23(金)江津市 ・9/26(月)雲南市 ・11/8(火)奥出雲町 ・11/24(木)川本町 ・10/24(月)津和野町 ・10/28(金)西ノ島町 ・10/27(木)海士町 	<p>各協議会で情報共有ができ、連携して事業を実施することができた。</p> <p>県の人権・同和教育、啓発の施策を浸透させることができた。また各市町村の取組の成果や課題を共有し、意見・情報交換を行うことにより、顔の見える関係づくりができた。今後、市町村間の取組の格差や温度差を少なくし、やり甲斐をもって取り組める基盤整備に努めていきたい。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 社会人権・同和教育市町村訪問 ・9/11(月)隠岐の島町 ・9/13(水)知夫村 ・9/20(水)吉賀町 ・9/29(金)邑南町 ・10/24(火)浜田市 ・10/30(月)出雲市 ・11/13(月)安来市 ・11/17(金)飯南町 ・11/24(金)美郷町
71	3. 民間との協働の推進	みんなで学ぶ人権事業(人権同和対策課)(再掲)	民間団体への委託による啓発活動の実施	<p>みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業)</p> <p>団体数:17団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等</p>	<p>人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある</p>	<p>みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業)</p> <p>団体数:18団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等</p>